

令和元年第2回定例会

長柄町議会会議録

令和元年 6月11日 開会

令和元年 6月11日 閉会

長柄町議会

令和元年長柄町議会第2回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月11日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6
川 嶋 朗 敬 君	6
本 吉 敏 子 君	22
山 崎 悦 功 君	41
○報告第1号、報告第2号の上程、説明	55
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○承認第2号、承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○議案第4号、議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
○請願第1号、請願第2号の上程、説明、採決	77
○日程の追加	80
○発議案第1号、発議案第2号の上程、説明、採決	81

○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	82
○閉議及び閉会の宣告……………	85
○署名議員……………	87

令和元年長柄町議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月13日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 令和元年6月11日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	山 崎 悦 功 君	6 番	本 吉 敏 子 君
7 番	山 根 義 弘 君	8 番	古 坂 勇 人 君
9 番	関 民之輔 君	11 番	星 野 一 成 君
12 番	月 岡 清 孝 君		

不応招議員（1名）

10 番	神 崎 好 功 君
------	-----------

令和元年長柄町議会第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和元年6月11日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 平成30年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 2号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成31年度長柄町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 9 議案第 1号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 2号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第12 議案第 4号 令和元年度長柄町一般会計補正予算(第2号)
議案第 5号 令和元年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する

請願書

請願第 2 号 「国における 2020 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に
関する請願書

追加日程第 1 発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

発議案第 2 号 国における 2020 年度教育予算拡充に関する意見書

追加日程第 2 議案第 6 号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第 3 号）

出席議員（11 名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	山 崎 悦 功 君	6 番	本 吉 敏 子 君
7 番	山 根 義 弘 君	8 番	古 坂 勇 人 君
9 番	関 民之輔 君	11 番	星 野 一 成 君
12 番	月 岡 清 孝 君		

欠席議員（1 名）

10 番 神 崎 好 功 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	清 田 勝 利 君	副 町 長	田 中 武 典 君
総 務 課 長	蒔 田 功 君	企画財政課長	白 井 浩 君
税務住民課長	大 塚 真由美 君	健康福祉課長	若 菜 聖 史 君
建設環境課長	内 藤 文 雄 君	産業振興課長	石 井 正 信 君
会 計 管 理 者	石 井 和 子 君	教 育 長	石 川 和 之 君
学校教育課長 兼 給 食 センター所長	豊 田 武 文 君	生涯学習課長 兼 公 民 館 長	松 本 昌 久 君
選 挙 管 理 会 委 員 記 長	蒔 田 功 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	石 井 正 信 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森 田 孝 一 議会書記 長 畠 保 憲

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、11名であります。神崎議員から、入院中のため欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和元年長柄町第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。

8番 古坂 勇人 君

9番 関 民之輔 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

陳情が4件、要望等3件が提出されました。議会運営委員会で協議した結果、いずれも審議保留となりました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。また、会派の代表質問を行う場合、関連質問を合わせて60分以内で終わるよう、ご協力をお願いいたします。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） それでは、1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 傍聴人の皆さん、おはようございます。大変お忙しい中を、お足を運んでいただきまして、ご苦労さまでございます。

ちょうど梅雨どきでございまして、昨日も相当大雨が降りまして、田んぼの方は十分たくさん水が入りまして喜んでいるんですが、なかなか作業ができなくて困っているなというような状況です。

1番、川嶋朗敬です。質問に先立ちまして、私、最後のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

先日、藤田実先生による学習支援と子ども食堂などの活動を通して感じたことというテーマとして、講演会に三枝議員ともども参加をさせていただきました。大変ありがとうございました。

藤田先生は、生活環境や人間関係などに恵まれず、暮らしが困窮しているまたはその恐れがある家庭の子どもに対し、関係機関と連携、協働しながら、子どもたち自らが自分の能力を伸ばし、社会で自立し生きていく力を育む支援を、地域の子どものために、東金市役所の近くの事務所学び舎というゆーすぽーとで活躍している元教員の校長先生でございます。

また、本年度も恒例による長柄小学校の稲作体験、田植え体験が行われました。好天の中、当日は開始1時間前から、長靴、作業着姿で、石川教育長様、豊田学校教育課長様お二人が参加され、やる気満々で、私たち自治会の方が驚かされてしまい、1時間、子どもたちが来る前から活躍をしていただきまして、大変ありがたく感謝申し上げます。

稲も、今現在、すくすくと伸びまして子ども同様見ているようですが、秋の収穫祭がございますので、ぜひ子どもたちと秋にお待ちをしておりますので、よろしくお願ひします。

さて、初当選から早いもので4年を終えようとしております。初めて選挙戦ということで、大変厳しい選挙戦の中、私、1票の大切さ、重さを忘れることはございません。その中で多くの支援をいただきまして、「はつらつ長柄」をスローガンに地方創生を考え、町民の声を伝えながら未来を開く町づくりのために頑張りました。

やはり、先ほど町長さんも言われましたとおりに、私自身も4年間を振り返りましたら、改めてこの長柄町本町の行政の課題、問題発見、解決能力の政策形成の難しさを痛感いたしました。

特に、今後の現行制度のままでは、財源面では、国に依存する地方公共団体が大半を占める現状から大きく改善されず、少子高齢化による人口減少によって基準財政需要額、いわゆ

る一般財源よりも基準財政収入額の減少度の割合が大きくなり、どうしてもこの地方交付税への依存度がさらに高まることが予想されます。

今後望まれるのは、自治体の能動的に安定的な財源の確保や、適切な歳出抑制に取り組むことが重要であり、地方税制と地方交付税制度の抜本的な見直しが必要であると、私は危機感を感じております。

4年間、執行部の皆様におかれましては、大変ご指導を賜りまして、改めまして感謝申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答にて最後の質問をさせていただきます。

私の質問に対しましては、過去4年間を振り返りまして、現在のその後の状況についてお聞きします。平成27年より平成30年における質問事項について、どのような対応方針や進捗状況であるか伺いたいと思います。

その1つに、収納率向上に向けた徴収対策について5問、産業振興を目的とした地域人材の活用について3問、稲穂かがやく美しい夢ある農業を目指し、地域を生かす・地域で生きる強い農業について5問、教職員の負担軽減に向けた具体的な取り組みについて6問、そして最後に、子どもたちが、安全で安心できる快適で質の高い学習環境の整備について4問、合計23問の質問をしております。これに対する進捗状況をお聞きしたいと思い、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員の1期4カ年一般質問における答弁のその後の経過について、ご質問にお答えいたします。

1点目の、平成26年6月議会においてご質問のありました収納率向上に向けた徴収対策について、その後の経過についてお答えいたします。

コンビニ収納の導入であります。昨年度からクレジットカードによる納付を廃止し、コンビニ収納を導入いたしました。これにより、期限内納付については全国の手続きで納付できるようになり、納税者の利便性の向上を図ることができたと考えております。

また、インターネットによる不動産や動産の公売につきましても、官公庁オークションに登録を済ませてあります。

今後も、町民の税負担の公平性や町財源の確保のためにも、収納率の向上に努めてまいり

ます。

次に、2点目の産業振興を目的とした地域人材の活用について、町が取り組んでいる具体的な施策について申し述べさせていただきます。

まず、令和元年度から創業支援対策として、専門的な知識を有する町商工会と協力し、意欲のある新たな起業家に対し30万円の補助金を交付する制度を創設いたしました。

また、定年退職者も含め、農産物の栽培講習会を町農林業振興協議会が主催し実施しております。講師は、長生農業事務所の改良普及課や、町に居住する農業に造詣の深い方に依頼し、直売所で販売できる商品の生産ができるよう、農業の基礎を学ぶ場を設けております。

また、社会の第一線でご活躍された方々の知識や技術を、いかに長柄町の産業の活性化につなげることができるのか研究してまいりたいと考えております。

次に、町特産物のPRについては、町観光協会やグリーンツーリズム推進協議会において、東京JPタワーで行われた千葉県アンテナショップPRイベントに参加いたしました。また、海ほたる観光キャンペーンや、春、秋に木更津アウトレットで行われた観光キャンペーン、市原市国府祭り等々、多くのイベントに参加しPRしておるところであります。また、ラジオのニッポン放送でも、枠を設け長柄町をPRしております。今後も、PRのあり方について研究してまいりたいと考えております。

次、3点目の稲穂かがやく美しい夢のある農業を目指し、地域を生かす・地域で生きる強い農業についてお答えいたします。

町は、意欲ある農業者に対し、令和元年度から補助制度の見直しを実施いたしました。稲作農家はもとより、施設園芸や特用林産物生産組合等、補助金の交付対象を広げるとともに、補助金額の枠の拡大を図ったものであります。また、同時に新たに農産物の生産団体を設立する際には、補助金を交付することといたしました。

鳥獣対策では、昨年度から、県の新規事業であるイノシシ棲家撲滅対策事業を採り入れ、平成30年度の実績で7.0ヘクタールの耕作放棄地で草刈りが実施されました。この事業については大変好評であったため、令和元年度についても予算計上をさせていただいたものであります。

また、平成30年度から、耕作放棄地解消対策事業として、耕作放棄地を解消し、3年以上耕作する条件で補助金を交付しております。実績としては、1.6ヘクタールの耕作放棄地の解消を図ることができました。

新規就農者につきましても、平成30年度に横浜市から1名、20歳代の若者が長柄町で新た

に就農いたしました。また、この方の友人2人が長柄町で就農すべく、現在準備を進めております。町としては、貴重な人材として認識しておりますので、あらゆる面で支援してまいりたいと考えております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、4点目、5点目につきましては教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

教育長、石川和之君。

○教育長（石川和之君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

最初に、4点目の教職員の負担軽減に向けた具体的な取り組みについてですが、まず初めに、長柄町の状況についてご説明します。

昨年11月の調査では、月当たりの時間外勤務が80時間を超える勤務者数の割合は、長柄町小中学校ともに、県平均を大きく下回っています。また、昨年6月の調査と比較しても、小学校、中学校ともに勤務時間は確実に減少しています。

次に、学校における働き方改革の目的は、千葉県教育委員会の学校における働き方改革推進プランによれば、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにするとされています。すなわち、働き方改革により教職員が心身の健康を維持し、教職に余裕と誇りを持ち、自らを高め、児童・生徒と向き合う時間を確保することにより、結果的に児童・生徒の健全育成に良い結果をもたらすと考えます。

町教育委員会といたしましては、これまでも教師をサポートする人材の確保に努めてまいりました。さらに、調査、統計等の回答へのサポート、校務支援ソフトの導入、学校の各種教育計画への指導、助言、環境整備等、様々な分野で学校及び教職員を支援し、心身の健康保持に係る施策を継続してまいりました。

今後もさらに、教職員の働き方改革が効果的に推進されますよう、次の4項目について、意識的、計画的に改善してまいりたいと存じます。

まず第1に、働き方改革の方針、計画等を自ら示し、2つ目に、学校現場に課している業務負担の見直しを図ること。3つ目は、地域社会と学校連携の起点、つなぎ役として役割を果たし、4つ目は、何よりも学校に足を運んで児童・生徒及び教職員を見守り、支援するなど、学校と連携して児童・生徒の健全育成に取り組んでいく所存であります。

ご理解、ご支援のほど、よろしく願い申し上げます。

次に、5点目の、子どもたちが安全で安心できる快適で質の高い学習環境の整備についてお答えします。

長柄町の学校では、決められた安全点検、衛生点検等を行い、子どもたちが安全、安心の中で学校生活を送れるよう努めています。

昨年度、安全対策として、日吉小学校には避難用滑り台、不審者侵入遮断柵を設置しました。長柄小学校、長柄中学校においては、校内にある危険コンクリートブロックの撤去、さらに全ての小中学校にある固定運動器具、遊具の点検、修理、新たに体育館にAEDの設置などを行いました。

また、老朽化による施設の安全確保、維持管理については、優先順位をつけ計画的に整備していくことが必要なことから、長寿命化計画を策定することとなりました。それに伴い、本年度、学校及び給食センターに検査、調査を実施することとなりました。

次に、快適で質の高い学習環境の整備についてですが、小学校で令和2年度から、中学校で令和3年度から新学習指導要領が全面実施されます。効果的な学習指導要領の実施に向けて、関係機関等のお力もお借りしながら準備を進めているところです。

なお、平成28年度には他に先駆け、全ての小中学校に空調設備の整備を実施したところがあります。また、昨年度整備いただいた新しいパソコン、電子黒板等を利用し、より効果的な学習指導に向けて、先生方も研修を重ねています。

いずれにしても、教育委員会といたしましては、学校及び教職員を支援していく中で、教職員が心身ともに健康な状態で、児童・生徒に向き合い、一人ひとりの個性に応じた丁寧な指導ができる環境の整備に、今後とも努めてまいります。

ご理解、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、川嶋議員の答弁といたします。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

今日は大分時間がありますね。ゆとりを持って質問していきたいと思います。

今年、新しい令和が、5月からなんですけれども、本年度4月1日から長柄町議会基本条例が施行されてスタートされました。項目的には30条ほど中に描かれておりますけれども、特に議会におきましても、議会外におきましても、反問権を記載してございます。反問権だけを言うと1時間使ってしまうので、私も困ってしまうんですが、忌憚ない、わからない点、不明点があったら、ぜひしていただきたいなというように思っております。

そこで、今、町長さん、教育長さんのほうから答弁をいただきまして、この中で最初に何点かお聞きしていきます。

まず、答弁の中で、コンビニ収納が、これは私の①、②、③の中でコンビニ収納を取り入れてもらったんですけれども、期限内の納付については、納付期限内の納付についてはコンビニ収納が可能となったと、このようにお話がされましたが、納付期限内の納付というのは何なのか、ここをまず教えてください。町長さんですか。納付期限内の納付というのは何なのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 税目につきまして、それぞれ期限が決まっております、第1期がいつまで、第2期がいつまでということで設定してある期限の納付についてを示させていただきます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ごめんなさい。風邪を引いて回復したところで、なるべく質問しないようにと思っているんですが、こればかりは聞いていかなきゃいけない、一問一答ですから聞いていかなきゃいけませんので、私が聞いているのはそこではないんですね。納付期限内の納付については何なのかと聞いたわけですから、納付期限内ということは一般的な取り扱い納付方法は何ですかと聞いているので、現年分と過年度分が当然2つあるわけですから、現年分と過年度部分をコンビニ納付でやっておりますかと聞いていますので、そこをきちっと説明してください。

○議長（月岡清孝君） 大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 失礼いたしました。

コンビニ納付で取り扱いをしておりますのは、現年度分の納付に限って行っております。

ですので、過年度分の納期限につきましては、コンビニ納付とは影響がございません。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

現在、51市町村でコンビニ納付を取り扱っていて、1市2町がまだやらない、やらないということを言っております。

この51市町村の中で、ほとんどの町村が現年課税と過年度分のコンビニ収納を行っております。当初からの市町村も行っております。ただ、絶対ではなく、過年度分は国保のみという市

町村もあります。

過年度分のコンビニ納付を行わない理由というのがわからないんですね、私。できますから。ですから、私の方で、ちょっと書いておいてください。今後の研究課題として、まずは過年度分も今度は取り入れてみようということで進めていただきたいというように、一つ研究をしてみてください。

これは、なぜそういうことを言うかということ、やはりコンビニ納付というのは、ご存知のとおり24時間365日、北海道でも沖縄でも納付ができます。となれば、この窓口、5時に来なくても過年度分は納付滞納につながらないということです。ですから、過年度分についても検討の方は進めた方がよろしいと思います。回答は要りません。結構です。

また、町民税の税負担の公平性と町財源の確保のため、収納率の向上に努めたと、これは逆に何なんだと、細かいことを聞かなきゃいけないんですけども、この税負担の公平性というのは当然、当たり前なんですね。それから、納税秩序を守っていかなくちゃいけないというのも、憲法30条で決まっているわけです、納税義務が。これをどうしていくかということ、皆さん方は考えていかなくちゃいけないんですね。とりあえず全国平均を出しますと、90%以上の方はきちっと納付しています。でも生活は苦しいんです。生活苦しい中で、この法律があることによって、9割以上の方は納付をきちっとしております。問題は、その納付がされない方々、これは当然に、払えるのに払わない、これが国税徴収法の141条だと思います。ですから、払えるのに払わない、これは税だけの問題ではないということですね。他の、やはり徴収するものはたくさんありますから、それも後で聞いていきます。そういうことも含めて、結論的にいくと、過年度分もきちっと徴収制度を設けた方がより公平性が保ていけますよと、秩序が保てますよということで、一つ課長、ぜひ勉強、研究をしてみてください。

じゃ、本題に入りましょう。コンビニ納付というのは、平成15年の4月から、3月の法改正で4月からスタートになりまして、今言ったように51市町村、県内で実施されて、全国でもほとんどこのコンビニ納付の取り扱い、非常に利便性が高い納付方法の一つであるというように私も思っております。

そこでいろいろお聞きしたいんですけども、コンビニ納付、まず1つ目とは、手数料はお幾らぐらいなのか。手数料というのは誰が支払うのか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） コンビニ納付の手数料につきましてお答えいたします。

まず、1カ月当たりの基本料金といたしまして1万円、そして納付1件ごとにつきまして62円に消費税をプラスしたものが手数料として町が負担しております。納税義務者の方のご負担はございません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 67円というのは、消費税を入れて込みの、消費税が上がるとまた1割ですね、手数料がかかってしまうとなりますが、住民サービスの向上とやっぱり収納率の解消には非常に良い政策かなというふうに思っていますので、十分検討してもらいたいんですが、全納という形があれば、1つの67円で済むなというのも考えなきゃいけない。考えるに当たっては、じゃ、コンビニから一步先の収納チャンネルも考えなきゃいけない。そういう手数料だけを考えれば、ぜひ収納チャンネルも、新たな方法を取り組んでみてください。

あと、平成30年度からこのコンビニ納付をスタートされたんですけれども、お話を聞きますと、5税目、5税というんですか、保険料もありますので、5つの種目のコンビニ納付対応しているわけですが、この5つという中の税に関しては4税だと思います。この4税の納付率、コンビニに、要するに手払いですね、口振ではなく郵振ではなく、手払いからコンビニに移った納付率は何%か教えていただけますか。

○議長（月岡清孝君） 大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） お待たせしてすみませんでした。

窓口納付からコンビニ納付への移動率なんですけれども、固定資産税については21.6%、軽自動車税につきましては38.9%、国民健康保険税につきましては26.3%、住民税につきましては35.2%の方が、手払いをしている中でコンビニ納付をしている割合です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） わかりました。

非常に、今お話を聞くと、軽自動車、軽自が40%近くを占めると。続いて住民税と、住民税については特徴があるのに、これだけコンビニに移行するという事は、すばらしい数字かなというように思うんですけれども、いずれにせよ、軽自動車は一回の納付で済みますので、これからも40%を超えるのではないかなと。便利さでいくと一番多いのかなというように思いますので、常にこの納付率は頭に入れながら、すみません、聞いてください、頭に入れながら、口座振り込みを推奨、推薦してください。67円に対して、口座振り込みは10円ですよね。ですから安いんです。振り込みだと30円かかっちゃいますけれども、10円で済みます

すから。その辺がありますので、口振にも推奨し続けてください。

コンビニをお話ししていると先に行っちゃいますので、では、コンビニで聞きたいこと、最後にしましょう。コンビニ納付をする際に注意しなきゃいけないとことというのは何か。要するに、納税者が気をつけなきゃいけないというところは何か教えてください。

○議長（月岡清孝君） 大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 納税者の方自身が一番気をつけていただきたいところとしたしましては、今までの納付書と違いまして、1冊ではなく、納付書の種類が1期から4期、例えば、国保ですと1期から8期までがそれぞれ綴られておらず、ばらばらになっております。ですので、支払うときに1期のつもりで4期とか、違う期別を払ってしまいますと、その納付にされてしまいますので、1期分が未納という形になってしまいます。そうしますと、督促状が行かれたりとか、金額の高い方につきましては延滞金が発生することもございますので、そういうところに気をつけていただきたい点がございます。

あと、制度上、30万円を超える納付書につきましてはコンビニ納付ができませんので、固定資産税の第1期分とかが30万円を超えるような方がいる場合にはコンビニでは扱えません。

そして、コンビニ納付にバーコードが記載しております。そのバーコードが汚れていたりいたしますと、それも読み取ることができませんので、コンビニによる納付ができないことになっております。

あと、先ほどありました納期限が切れていますと、コンビニの方では取り扱いをしませんので、その点をご注意いただきたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

声がお幸いですのでこれ以上、では、私の方からお願いしておきますが、先ほどの収納チャンネルの話をしました。収納チャンネルにはいろいろ、コンビニの他にやらなきゃいけないことがあります。今、テレビのコマーシャルでもP a y P a yと、それからモバイル納付だとか、新しいのがどんどん増えてきております。他の町村でも見ますとやっぱりペイジー、マルチメント、物を買うにも自分のテーブルでパソコンを使って納付ができる。国税などいくと、QRコードを読み取ってそのまま納付ができる。いろんな納付、住民サービスの方法をしております。ですので、新しい収納チャンネルを広めるには、いろんなところにまず勉強に行ってください。どのぐらいの経費がかかるのか、どのぐらいの住民サービスが上がっているのか、収納率が上がるのか、まずここから、また一から勉強していかれるといい

なというように思っております。

あと、コンビニ納付以外に、先ほど、いろんな納付がありますよということで、奨学金とか保育料とか給食費とか、もしくは、後期高齢は天引きですから、介護保険料は今コンビニで扱っています。小さなものでも、なかなかコンビニ納付というのは、お客様や住民にとっては非常に便利なものです。取り扱う機関ではありませんので、非常に多くの幅の中で進めてもらいたいというのが一つあります。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけども、現在5種類の、町では行っているんですけども、子育て世代の保護者などが利便性を図るために、先ほど言いましたように保育料、給食費、そして学童の用品とか、こういったものをコンビニ納付で支払える方法というのは非常に利便性が高いと思っています。こういう4年間の中で、もしくは3年間の中で研究してきたのか、検討してきたのか、その辺をお聞きして、もし公平性を保っていくのであれば、保育料も給食費も学童費もコンビニの方に移行したらいかがかなと思うんですが、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目といたしまして、数年前から税等につきましては、昨年度ですか、失礼しました。コンビニ納付を開始したわけでございますけれども、保育料、給食費、これらについては研究してきたかということでございますと、研究してはございません。先ほど来、議員もおっしゃいますとおり、徴収コストというものが互いにかかるというような観点から、現在は口座振替や普通徴収をご選択いただくようにご理解を賜っているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

ちょっと今の、検討してきておりませんかと言うんだったら、逆に若菜課長に、私、聞きます。

介護保険料は、あなたのところですよ。ほかの4税は税務住民課です。町税です。介護保険料ができるのに、同じ組織の中で、どうして保育料と給食費とできないんですか。逆に教えてもらいたい。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えします。

できない、検討していないというご答弁につきましてでございますけれども、介護保険料につきましては、税の検討時点に合わせて他の市町村もやっている地域がございましたので、税それから後期高齢者関係の保険料につきましては、そのときに一緒に検討させていただきました。その際に本来であれば、議員がおっしゃいますとおり、その徴収全てにおいて検討すべきところであったかと存じますけれども、その際に検討なされなかったということでございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ここに、今日領収書を持ってきているんですけども、納税通知兼保育料の。今現在、135人の保育園さんがいますね。若しくは、長柄小学校でも百三十何名、中学校も日吉小も子供たちの給食費、当然学童の料金もそうなんですけれども、保護者の方々は、現在、保護者の方々、こども園、この納税通知書で何をしていますか、コンビニ以外で。口座振替でしょう。昨年度5月から口座振替を推奨してきたわけですね。

だから、口座振替をして、私みたいな農業をやっている人は農協さんがいますよ、指定金融機関が。農業をやっていない人に長生農協で口振してくれ、郵便局で郵振してくれと言ってもなかなか無理があるわけです。

私が勘違いしてもらわないようにしなきゃいけないのは、口振がいけないと言っているわけじゃないんです。保護者の方々の気持ちになって、立場になって、何が一番のいい選択肢かを協議したんですかと聞いているわけであります。収納チャンネルというのは、そこなんです。67円かかるから、80円かかるからじゃなくて、保護者の納めやすい環境づくりをしてきたんですかと聞いているわけです。税務課長ですよ、本当はね。ですから、そういう環境づくりを、これから口振を推奨すると先ほど言いました、これは金額だけ言えば。だけれどもその前には、やっぱり相手の立場になって物事は聞いてあげなきゃいけない。だから私は、こども園のところに言ったときに、第三者委員会とかそういう活動をするところでみんなで協議したほうがいいんじゃないですかと、前にお話ししたことがあると思います。

だから、今回も口振の問題で89件かな、89件、給食費と保育料の問題が出ましたけれども、今日この何か持ってきたのは、全くこういうずさんな納付書を切るということ自体、やってはいけない、行政マンが。

還付は還付、税務課さん、そうですね。還付加算金というのが付いて還付する。もらわなきゃいけないのは徴収する。歳入と歳出、当たり前のことです。この当たり前のことがな

できないのかというのが私にはよく理解できないけれども、もう少し相手の立場になって、少し考えてあげてくれるかな。強引に徴収するんじゃなくて。きめ細やかなサービスを私からは願いたい。それ以上は言いません。

あとは、インターネット公売の質問で、インターネット公売は、その後どんな状況なのか。やりますというのは、たしか三、四年前に聞いたと思います。その後、どのようにやってきたのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） インターネット公売につきましては、ヤフーの官公庁オークションに登録させていただきまして、長柄町のガイドラインをつくり、インターネット公売に参加できるようにはなっているんですが、かける物件というものが現在のところありませんので、参加をしたことはございません。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ご存じのとおり、インターネット公売というのは、滞納処分の差し押さえ、検索したものを提供して、提供と言ったら失礼ですね。差し押さえたものを滞納処分費として売却する、税金に充てるということで、こういう公共用の、いわゆる公共用の場合には年6回ですね。5回ですか、ごめんなさい、6回だと思います。こういう財産の売却については多分6回、それから一般の皆さん方の差し押さえてきた物件の滞納処分のインターネット公売は8回行われているわけですね。

長柄町というところで、前回町長さんは、町所有の財産についてオークションの対象となる物件について、実施したいと、このように答弁しています。

じゃ、その後の長柄町の公有財産が、ながら号とか、いろいろあったと思います。これは、どうして、どのような形で、幾らぐらいで、どのようにしたのかを、進捗状況と実績を教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

ご指摘のように、ながら号ともう1台トラックがあったわけで、これらをオークションないしは競り売りに準じたものということで、以前答弁させていただいたと思います。オークションのほうは、若干、手続等が間に合わないということで、今回については公売、一般競争に準じた公売ということで実施しました。入札については不調だったわけですが、

その後、バスについては47万6,390円、トラックについては27万7,170円で、別途契約して処分したところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） わかりました。少なくとも75万円ぐらい、歳入としてあったということで承知しました。

ただ、私がお話ししているのは、せつかくのいいチャンスですから、さっき言ったように6回と8回だとそのずれが出てきますけれども、長柄町の公有財産を売却するというのは、課長、ただそれだけがメリットじゃないんですよ。全国に長柄町というのをPRするのにいいチャンスなんです。長柄町。ですから、使えるものはどんどんネットでも使って、公売、売却をしてください。これは滞納処分も同じです。うまくヤフーを利用するというと怒られますけれども、うまく使ってPR作戦に取り組んでください。

時間が切れてきましたので、最後1点。今県内あちこちで国税のOBをお願いして、徴収を頑張っているわけなんですけれども、長柄町でも国税のOBが来られたみたいで、この成果はどういう状況なのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 長柄町におきましても、昨年11月から徴収指導員という形で国税のOBの方をお招きしております。1カ月に四、五日程度勤務していただきまして、その日は大体、滞納なさっている方々のお宅への臨戸とかを中心に作業をしていただいております。

今まで滞納者管理につきましては、システムの中で行っていることが多かったんですけれども、その方をお招きしたことによりまして、個別の個々の台帳を新しく作りまして、その方の滞納の状況、そして財産状況等を入れまして管理をするようになりました。それによりまして滞納処分に向けた計画的な調査ができるようになり、いろいろとご指導いただいているところでございます。

課税、収税、分け隔てなく、職員も良い刺激になりまして、自己研鑽や意識改革への影響が今のところ多大だと思っております。今後に向けましては、また、滞納処分のノウハウなど、国税で培った技術を職員の方に伝授というか伝えていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

せっかくのいいチャンスで、国税の方が来ておりますので、多分素晴らしい方だと思います、私も拝見しながら。ぜひ盗めるものは盗んで、長柄の宝として徴収率をひとつ上げるように頑張ってください。

次に、起業ですね。この産業振興に伴う起業者、創設をして支援した方がいいよということでお話をしました。農政と限ったことではないんですけれども、お話の中で、私は今現在、シルバー人材センターがなかなか高齢者のために機能を果たしていない。まだまだ人材センターが、当初、平成13年からスタートした中で、今の現在の受け皿になっていないというお話をしたと思います。昨年度の実績を見ても、人材センターの中で男女合わせて76名、昨年度は73名、その前も76名ということで、去年は3人新しく新規に入ってもらったんですが、何せ初めての草刈りで、半日でやめちゃったという話も聞いております。ですから、これを持続していくには大変難しいことであり、なおかつ72幾つというその平均年齢が、なかなかそのところがうまくいかないんじゃないかなというような気がします。

だから、それに代わるものとして、シルバーの上はゴールドですから、プラチナには飛べませんので、せめてゴールドセンターぐらいが、その起業、新しい起業支援をして、移住者も、いろんな培ってきた人も応援しましょうよというお話をしたと思います。シルバー人材センターにつきましては公益社団法人、当然に今お話ししたのは、長柄町が取り組まなきゃいけないところであって、それを商工会議所とともに30万円の補助金、この補助金というのも、予算科目上、見ている、監査が通ったんですから問題はないんだと思いますけれども、この科目自体が、私はちょっと違うんじゃないかなと。投資及び出資金、24節に当たり、新しく企業を起こす場合には、こういうチャレンジする方々にファンドを設けてあげる。新しい取り組みの中で町が支援してあげると、町だけじゃなくて、いろんなNPOから、いろんな行政団体がありますけれども、全て国のこのバックアップをしている取り組みをいっぱいしているわけです。すると、長柄町は何で30万円の補助金か、予算科目、わからなかったです。私として言えば、支援金じゃないかなというように思います。支援金をここで説明すると1時間かかっちゃいますけれども、そういう取り組みをぜひしていただきたいということで、あのおとき産業振興に関する質問をしたわけです。

ですから、30万円払ってお願いするんじゃないでなくて、皆さんと知恵を出し上げながら、その培った人たちを応援していくプログラムを作って欲しいなというお話を、あの時はしたはずなんです。ですから、一つまた、勉強というか研究課題として、その辺の取り組みを、ちょうど

若菜課長の時でした、お話をしていますので、少し連携をしながら取り組みをしていただきたいなというように思っています。回答はいいです。時間がなくなりましたから。

それから、稲穂かがやくというところで、最後の中に自給率のことが入ってこなかったんですけれども、私は自給率のお話をしたわけです。6月というのは、ちょうど食育月間の時だった。ちょうど1年前ですね。ですから、自給率を高めるために長柄町では何をしているんだと聞いたら飼料用作物と。飼料用作物と言われても、こども園では食育の勉強をやっているわけですね。だから、新しい品目の作物を作って、農業者のわずかな、金銭になりますけれども進めていきましょうよと思ったら、もう12月にTPPが、壊されてしまった。この危機感が、非常になかったんじゃないかなという気がします。これから進んでいきます、もっと。GDPが下がるんです。効発されれば自給率が今の39%から14%になるんです。国は45%、50%から45%に修正しても、発効されると14%に下がっちゃうんです。海外から押し潰されて。だから十分に注意をしてくださいというお話を1年前にしたはずです。そこも含めて、農政の課題は、私も農業経験者としては十分認識していますので、もう少し私も勉強していきたいなというように思っています。

さあ、残り3分切りましたので、教育委員会に質問します。

ありがとうございました。いろんな形の中で子どもたちが生き生きとして、今教育長さんのお話を聞いた中で、私は感動しました。非常に感動したのは、4つの項目についてお話しされまして、4番目で、私は何よりも学校に足を運んでまいりますということをお話しされました。子どもたちと向き合う時間が一番、教職員の負担軽減や安全確認、安全点検をするには一番のことだと思います。ぜひどんどん足を運んでいただきまして、子どもと向き合う時間、それから先生方のその負担、悩み、メンタル、十分聞いてあげながら取り組んでいただきたいなと思っております。

ですから、教育委員会については、私から再質問とかいうことは全くありません。ただ、私が当初、ここの平成27年で初めて教育委員会の懇談会に出たとき、2019年にはフューチャースクールが始まりますよ、この教職員の負担軽減で80時間を切りましたからじゃなくて、風呂敷残業も含めて、たくさんこういう時間が費やされているということ、80時間というのはすごいですから。100時間働いたら大変なんですけれども、80時間というのも大変なんですよ。でも風呂敷残業もできない。でもこの中でやられる、それだけのストレスじゃないんですね。私の友達も53歳でやめて、今は家に入りましたけれども、川嶋さん、死ぬところだった、危なかった。女の人で嘆いていました。辞めてよかったと。だから、それほど先生方

というのはすごく、昔と違って負担がのしかかっているんだなといつもいつも思っています。

そこで、時間がありますので一つお願いしたいのは、学校教育課の下に、例えば学校給食センターとあるわけですね。私はもし設けてもらえるんだったら、学校支援センターという形を設けてもらって、支援センターの中で割り振りをして、これは旧のあのベテランの先生方を入れて、若しくはふる里村とかそういう方々の応援をいただいて、運動部活に力を入れてもらいたい。これを私の最後のお願いとして終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 以上で川嶋朗敬君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前11時10分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 本吉敏子君

○議長（月岡清孝君） 6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。6番、本吉敏子でございます。よろしくお願ひいたします。

令和最初の6月議会です。本日も6月11日は、雑節の一つ、入梅でございます。また、暦の上では、この日から梅雨ですが、先週末、気象庁は、関東地方などで梅雨入りを既に発表をしており、大雨がもたらす災害には、十分に注意をし無事故で日々を過ごしていただきたいと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、5項目にわたり一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず1項目め、通学路の整備と子どもたちの安全対策の強化についてお伺ひいたします。

滋賀県大津市では、保育園児が園外活動の移動中に巻き込まれた交差点の事故など、連日

の痛ましい報道に触れ、深い悲しみと強い怒りを感じずにはられません。このような現実を目の当たりにし、事故撲滅に向けた手立てはないかと願うのは、多くの町民の願いでもあります。

さらに、交通事故だけではなく、5月28日には川崎市において多くの児童が登校中に痛ましい死傷事件に遭うという異常事態も発生し、私たち大人はどのようにして子どもたちを守れば良いのか、暗たんたる思いを禁じ得ません。

一連の事故を教訓に痛ましい事故を防ぐための努力を怠ってはならず、より一層の安全確保に取り組みなければならないと考えます。

そこで、本町において、新たに通学路の整備と子どもたちの安全対策の強化について、どのような対策をされたのかお伺いいたします。

次に、2項目め、本町の魅力や情報発信についてお伺いいたします。

現在、本町では、SNSを活用した情報発信を充実するため、写真や動画を町の公式ホームページやユーチューブでアップした動画、フェイスブックに投稿して取り組んでおります。ですが、まだ本町は、インスタグラムとLINE@の公式アカウントを開設して町の広報担当者が取材したイベントや季節の花、町内の日々の様子などまだ掲載されていないように思います。観光雑誌には載っていないものや、見栄えの良いインスタ映えを狙った写真を投稿するなど、SNSの種類によって使用者が求めるものが異なりますので、多くのSNSを活用して、町の魅力や情報を発信することは効果的だと感じます。

そこで、本町の魅力や情報を全国各地の人々に発信し、イベントへの参加やSNS等を活用し、本町の観光のPR活動を行っていただく町民特派員の選任を提案いたしますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に3項目め、こども就学支援事業についてお伺いいたします。

生まれてから大学卒業まで子ども一人に約2,000万円がかかると言われております。進学の際に制服代が中学、高校と結構かかっております。

本年10月開始の幼保無償化は3歳から5歳児が無料となり、子育てしやすい環境になりますが、また、成長期の子どもにとって、3年間また同じ制服を使い続けることが困難な場合が多いと感じます。高価な割に着られる時期が限られ、卒業後には大半が捨てられてしまう、これはもったいない、欲しい人に譲る、資源の有効利用とごみ減量に、町民のリサイクル意識の向上にも貢献できると考えます。

また、全ての子どもたちが安心して学習に打ち込めるよう、就学支援の一環として、各ご

家庭で利用されなくなった通学かばん、また、制服等が無償で提供していただき、必要とされる新入生に活用していただくことを提案いたしますが、当局の考えをお伺いいたします。

次に4項目め、福祉サービスの助成事業についてお伺いいたします。

本町では、交通弱者対策として、高齢者等外出支援タクシー利用助成制度が平成29年10月より開始をされました。タクシーを利用しなければ移動が困難な高齢者等、また、妊婦へタクシー利用券チケットを交付し、タクシーを利用した場合、その料金の一部を助成していますが、1年半たった現在、高齢者等外出支援タクシーの利用状況についてお伺いいたします。

最後に5項目め、中高年齢者の社会進出についてお伺いいたします。

高齢化社会が急速に進む中で、就職を望まない、働く機会を得たい、社会に役立つ仕事をしたい、何らかの収入を得たいという健康で働く意欲のある高齢者が増えています。これらの願いや希望に応えるため、高齢者が主体となった協働共助の組織としてシルバー人材センターは活動されております。長柄町シルバー人材センターでは、概ね60歳以上の長柄町民の方で仕事に意欲のある方を会員として募集し、御自身の経験や能力を生かし、シルバーパワーを社会のため発揮していただいております。

そこで、本町は生涯活躍の町と掲げておりますが、現在、シルバー人材センターについて、2点お伺いいたします。

まず、1点目は、シルバー人材センターの現状と今後についてお伺いいたします。

次に、2点目は、中年層の人材を派遣する組織、ブロンズ人材センターを提案いたしますが、当局の考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終了とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの通学路の整備と子どもたちの安全対策の強化についてお答えします。

千葉県においても、本年4月23日に木更津の県道において、青信号で横断歩道を渡っていた小学3年生の児童が車にはねられ死傷する事故が発生いたしました。また、先日、川崎市では、通学バスを待つ小学生たちが無差別に殺傷される事件が起きてしまいました。力の弱い、何の罪もない子どもたちがこうした事件、事故の被害者、犠牲者になるようなことがあっては、決してあってはならないことでもあります。

未来を担う子どもたちの安全を守るのは、私たち大人の責任であり、町がリーダーシップ

をとって、安全を確保しなければならないと考えております。

通学路の安全対策といたしましては、交通安全の観点からと防犯の観点から対策を講じていく必要があると考えております。学校や地域社会と協力して、役場内の関係各課で子どもたちのために安全な通学路の環境整備に努めてまいりたいと存じます。

なお、学校の関係につきましては教育長から答弁させますのでよろしくお願いたします。

次に、2項目めの情報発信についてお答えいたします。

住民の取材による記事等を発信するものは、先進自治体の例を見ますと、ご質問の中でも言われている特派員とかレポーターなどといった名称で制度化しているものが幾つか見受けられ、近隣では市原市で取り組みが始まっております。イベントや観光、歴史、芸術、風習など幅広い情報を国内のみならず世界に発信できる有効なツールの一つであり、知名度の低い本町にとっては有効な手法であるとともに、今後注力すべきものとして認識しております。

ここで、本町のSNSによる情報発信の状況であります。大きく3点ございます。1つは、職員によるフェイスブックを活用した情報発信、2つ目は本年度から本格実施の移住・定住推進業務の一環の移住定住コーディネーターによるインスタグラムとフェイスブック及びユーチューブの動画配信、3つ目は、昨年度作成した移住定住ガイドブックの制作メンバーである千葉大学の学生さんによるブログの発信であります。

ご提案の件につきましては、まずは現在の3つの取り組みをしっかりと軌道に乗せていくことが大事であるかというふうに考えております。

今後、町民特派員に関する先進事例などの情報収集を行いながら、段階的に充実を図ってまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

3項目めのこども就学支援事業につきましては教育長から答弁させますので、よろしくお願いたします。

4項目めの高齢者外出支援タクシーの利用状況についてお答えいたします。

本事業は、細かな要件ではございますが、65歳以上の高齢者や自動車免許を自主返納された方、介護認定を受けている方、障害をお持ちの方、人工透析治療を受けている方、妊産婦の方などを対象に1回2,000円を限度とした利用券を交付するものであります。

また、今年度からは利用要件を緩和し、家族の支援を受けられる方や、介護認定要支援1以上の方もその対象とすることで、公共交通の利便性の向上と社会参加の促進を図るものであります。平成29年度の登録者数は、10月からということもあり77人で、その費用は71万8,290円の実績がありました。昨年、平成30年度の登録者数は154人で、316万8,730円の実績

がありました。今年度は5月17日現在で、登録数は164人でございます。

次に、5項目めの高齢者の社会進出についてお答えいたします。

1点目のシルバー人材センターの現状と今後についてお答えいたします。

現在、シルバー人材センターは67人の登録があり、町有地、企業、一般家庭での草刈りや樹木の伐採、樹木の剪定などが主な仕事となっております。平成30年度は3,012万1,154円の事業収入がありましたが、最近是人材不足の深刻化により受託事業量が減少しており、社会福祉協議会では、機会を捉えPRをしてまいりたいとのことであります。

2点目の中年層の人材を派遣する組織についてでございますが、社会福祉協議会では、先ほど申し上げましたとおり、シルバー人材センター事業が縮小傾向であることから、まずは、当センターの充実を図ってまいりたいとのことでございますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

以上で本吉議員の1回目の答弁とさせていただきます。あと、教育長の方から項目について説明させます。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、石川和之君。

○教育長（石川和之君） 本吉議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの通学路の整備と子どもたちの安全対策の強化についてでございますが、教育委員会といたしましては、通学路安全プログラムを確実に実行し、通学路の危険箇所を洗い出し、町、県、警察等に働きかけ、通学路の整備を図ってまいりたいと存じます。

また、学校における安全教育のさらなる充実を図ることで、県の学校教育指導の指針で示す、子どもたちが自分の命は自分で守るという能力を身につけていけるよう努めてまいります。

次に、3項目めのこども就学支援事業についてお答えします。

中学校においては、制服等の寄附については、毎年、卒業生に依頼し、年に数着ずつ確保しています。主に転校生への対応として行われているものです。

以上、本吉議員の答弁といたします。

○議長（月岡清孝君） 6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） それでは、自席にて再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、1項目めの通学路の整備と子どもたちの安全対策の強化についてお伺いしたいと思います。

先ほど教育長の方からお話がありました。確実に通学路の交通安全プログラムの、これは、毎回、毎回、今年の4月からホームページも立ち上げていただきましてありがとうございます。その中で、また交通安全プログラムもホームページで随時更新していただいていると思います。その中で、確実にこれから実行していくということでお話があったと思います。安全教育も自分の命は自分で守っていくんだというお話が、今答弁いただいたと思います。

その中で、今までも通学路及び通学児童の安全対策についていろいろな方も質問されてこられました。その中で、日頃から考えている通学路の安全対策と通学児童・生徒の安全対策の両面から、具体的に日頃から考えてくださっていると思いますが、幾つか質問をさせていただければと思います。

まず最初に、今回通学路の除草作業が、毎年、もうちょっと後に行われるんですが、今回早目に行っていただきまして、本当に生徒たちもとても喜んでおります。それは本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

あと、今回のいろいろな事故が毎日、報道されない日はないというような状況なんですけれども、その中で、緊急安全点検というのはされていると思うんですけれども、新たに今回の事故等を踏まえながらされたところというのはあるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（豊田武文君） 本吉議員の質問にお答えします。

4月、5月の事故が起きてからすぐに対応したものというのは、新たに作ったものというものはありません。教育長の答弁にもありましたとおり、教育委員会としましては、通学路安全プログラムを着実に進めていくということと、私どもができることは、校長会等を通して学校への指導、または我々教育委員会、また総務課さんの方でパトロール等を実施することで安全の確保に努めているところです。

また、県や国からたくさんの文書が届いております。先ほど川嶋議員からもありましたけれども、それらの文書は膨大な量で、ただ、中には本当に役に立つことが書かれております。ぜひ学校の方でこの内容についてもう一回検討していただき、確実に安全の確保に努めるよう、教育委員会としては指導、また援助していくということを事故の後確認した次第です。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ありがとうございます。点検をしていただきまして、教育係長とまた

職員の方が見回りをしていただいている状況も把握をさせていただいております。先日も、交番の方も見回りをしていただいているという状況も……させていただいております。本当に感謝申し上げます。

その中で、危険箇所へのガードレールだとか、またガードポールの設置ということも新たにもう一度、交通安全プログラムの中にも書かれているところもあるんですけども、一人の命、何かあってからでは遅いと思いますので、早急にその辺の対応をしていただきたいなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。ここは本当に危ないんだというのが、幾つも優先順位というのはあると思うんですけども、見回りをした中で、交通安全プログラムの中でも見回りをしていただいて、書かれておりますけれども、その他にちょっと危ないということだとか、保護者の方から連絡があったとかいうことはあるんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（豊田武文君） ただいまの質問についてお答えします。

本年度も、今、本吉議員から指摘がありましたことについても含めて7件、新規で交通安全プログラムに上がってきております。その中には、今、ご指摘があった、例えば椎名整骨院から日吉小に向かったのガードレールの問題等もあります。それについては、もう建設課さんの方で少し検討してくださっている状況に、今あります。

また、本吉議員からいつも指摘を受けておりますジャパンフーズの前の歩道橋のところについてもまた検討させていただいているところであります。ただ、またこの後、来月の12日に、県土木課、建設、教育委員会、学校等集まりまして、ここについて検討、対策のほうをしていきますので、またそれを通して進めていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ぜひよろしく願いいたします。

あと、先ほど、安全教育ということで教育長の方からも話がありましたけれども、例えば交通安全教室の開催ということで、スタントマンが自転車事故の再現だとか、今いろいろ来ていただいて、その再現をしていただきながら、安全教育をされているというところもありますが、長柄町としては、そういうことというのはどうお考えなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（豊田武文君） 今の質問についてお答えします。

スタントマン等が来て、実際に車にはねられて飛ぶというのは、あれは県の学校安全保健

課等で、県内1カ所及び2カ所ということで輪番に回ってきておりまして、この地域は3年前に希望されたわけですけれども、その前に東上総地区でやってしまったので、次に回ってくるまでには、校費で行われるものについてはありません。ただ、よその地域では、学校でお金を集めてそういうスタントマンさん等と呼ばひ、実際に安全教育というか、交通安全の指導について行っている場所がありますので、ぜひそういう機会を教育委員会の方でも設けられるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ソフトの面と、ハードの面ということでいろいろあると思います。その中でまた予定を考えていただければというふうに思います。

あと、茨城県の牛久市では、今年度からなんですけど、災害や交通事故などの危険から児童の命を守るため、市内在住の全小学生、約5,000人なんですけれども、通学用のヘルメットを無償で配付しております。本町ではどのような対策というか、こういうことだとか、そういう話だとかということもないのかどうか、ちょっと対策を考えていただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（豊田武文君） ただいまの質問についてお答えします。

今年度から、中学校1年生の方、今まで半分、町が援助して自費で半分出してもらってたヘルメットについては、自転車通学の有無にかかわらず、全員についてヘルメットを町から支給するといった取り組みで、これは部活動等の練習試合等の移動、又は災害の時も使えるようにというようなことで今年度から購入させていただきました。

小学校の方には、まだ残念ながらそうした取り組みはしておりません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ありがとうございます。小学校でもこの牛久市では、5,000人に市からということですので、その対策等もまた念頭に掲げながら考えていただきたいなと思います。

痛ましい事件や事故が起きないように、子どもの命を守る対策の一層の強化と、また最善を尽くしてもらいますよう、よろしく願いいたします。

それでは、次に2項目めに行きたいと思っております。本町の魅力や情報発信についてというこ

とで、町特派員の選任を提案させていただきました。その中で、今、職員によるフェイスブックを活用した情報発信ということも話をされておりましたので、職員の方で情報発信をされている方は何名ぐらいいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ただいま広報統計係の2名で行っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 職員2名ということは、とても少なく感じます。ぜひ、フェイスブック等を活用されている方もいらっしゃいますので、長柄町のこの知名度、先ほども川嶋議員がお話をしておりましたけれども、知名度を上げるために、できる方に声をかけていただきたいと思います。

あと、今までフェイスブックだとかユーチューブでアップした動画のアーカイブページがありますけれども、作成されておりますけれども、動画のご意見だとか苦情、また感想等を担当者までお寄せくださいということで載っておりますが、どのような感想だとかが上がってきているのか教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

担当者までご意見をくださいというような文言を書いているからは、まだ苦情等は直接来てございません。その前の段階での苦情等については、すみません、今手元に把握しておりませんのでお答えできませんが、幾つかあったということは聞いております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 見ていただきながら、そのご意見だとか、苦情がどういう苦情なのかわかりませんが、感想等を参考にしながら、ぜひ進めていっていただきたいなと思っております。

あと、先ほどの町長からの答弁の中には、町民特派員の選任は段階的に充実を図っていくというふうにお話をされたと思いますが、町の公式ホームページの発信と千葉大の女子大生が発信をされております。ながらこまち通信ということで載っております、私も見せてい

ただいておりますが、その方は、長柄町役場のフェイスブックが活用されているわけなんです、ながらこまち通信では、一応長柄町公認なのか、黙認なのか、また非公開の活動かなという、本人がクエスチョンマークで載っているわけなんですけれども、選任をするという考えは、考えて充実を図っていくということですが、そういう方がいらっしゃいますので、また特に声をかけてあげていただきながら、お話をさせていただければなど。特派員という名前でなくても、このようにされておりますので、ぜひ声をかけていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あとは、本町では定住促進による地域活性化を図るために、空き家バンク事業では、町移住・定住促進業務を受託しているわけなんですけれども、その中で、特定非営利活動法人ふるさとネットの長柄町移住定住コーディネーターが委嘱されて、ユーチューブで長柄町取材の様子アップされております。閲覧されているのがまだまだ少ないような状況だと思います。

これから本町への移住を検討している方を対象に、お試し住宅を通して長柄町の魅力を体験できる居住体験が検討されているかと思えます。その中で、長柄町の魅力である豊かな自然や都心へのアクセスの良さなどを、本町の良さを長柄町に移住・定住された方でもSNSを利用されている方がたくさんいらっしゃると思えますので、それをどんどん発信していただき、移住につながるように、一人でも多くの方に参加していただけたら良いなというふうに考えますので、ぜひ、今までユーチューブで上がっている方だとかに声かけをして、言っただけだとまた違うのではないかなと思えますが、どうでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今、本吉議員のほうでおっしゃられたことが全て、そのままこちらにも認識してございます。情報の量というか、そういうものを広くとって、長柄町をより多くの方々に知っていただくと。住民の、町民の目線で取材をして、また来訪者の目線で取材していただいて、それらが記事になって発信されるということは大変ありがたいといえますか、そういう意味では良いことだというふうに認識してございます。

ただ、以前にも一度お話ししたかもしれませんが、今の現状といたしましては、これを段階的にやっていくと、町長の答弁にもございましたけれども、まずもって、議員がおっしゃられるようにSNS等で、制約がないと出しやすいということで、いろんな個人の思

いとかをわかりやすく出していただくというメリットが非常に高いと思います。

ただ一方で、市原市さんとかでやっていらっしゃるように、14名の特派員の方々が、各記事というか、内容につきましては、全て市のフィルターを通して文言等の修正を行った上でオフィシャルに出ていくというようなことで聞いております。となると、今言っていたネットの彼らだとかが感じたことを忌憚なく発信していただいているというのが、多少窮屈になるとか、そういう部分もデメリットの部分ではあるのかもしれませんが。その辺をきちんと、時ごとに精査をしていきながら、何が本町の形に合っていくのか、その辺も担当課としてももう少し研究を深めていきながら、議員のおっしゃられる目的に沿うような形に持っていきながら、これからも少し研究を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ぜひ長柄町の魅力をSNSで発信してもらい、移住につなげるように私もしっかりと願っておりますので、よろしく願いいたします。

3番目のこども就学支援事業についてお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁の中では、現在、中学校の教頭先生が個々に卒業する方に協力をいただいで集めているということでお話があったと思います。その前に、本町の中学校、男子、女子の制服というのはどのぐらいの金額というか、かかっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（豊田武文君） お答えします。

男子が、平均なんですけれども、制服上下で3万4,900円、女子の方が上着2万4,770円のスカートが1万4,960円ということで、また、男女とも、男子は上はないんですけれども、ズボン、女子の場合はスカートが、夏服等がこれと別にあります。

制服等については以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） このほかにワイシャツだとか、上履きだとかいろいろなことがかかってくると思いますので、結構な金額になっていると思います。

あと、体操服というのはどのぐらいかわかりますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（豊田武文君） お答えします。

ジャージが、上が4,380円、下が4,200円。半袖体操服2,600円、ハーフパンツが2,900円で、合計1万4,080円ということになります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ありがとうございます。結構な金額になると思います。学校に2人、3人が在籍しているということになりますと大変な金額になると思います。ぜひこの制服等、また就学支援事業として、これをリサイクルではないんですけども、なっていったらいいのかなというふうに思いますので、検討していただきたいというふうに思います。

ちょっとその前に、先ほど女子の制服ということでありました。あるところでは今、スカートではなくてズボンという方の意見がありまして、スカートでなくてはいけないということではなくて、ズボンを着用したいという方もいらっしゃいますので、その辺もまたこの機会、質問とはちょっと違ってしまいかもしれませんが、そういう意見があるということをお聞きして、知っていただきたいと思いますというふうに思います。

あと、教頭先生が個々の卒業生に声をかけているということでお話があったんですけども、今後できれば窓口を、社会福祉協議会でお願いしているところというのが他でも、他市町村の自治体でも多いんですけども、そういう窓口を、今、中学校の教頭先生がやっていらっしゃるかもしれませんが、社会福祉協議会にぜひ窓口になっていただいて、やっていけたらというふうに提案したいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本件につきまして社会福祉協議会の方にお伝えし、検討するよう協議したいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 資源の有効利用と、物を大切にできる精神から、卒業や成長などで着られなくなった学生服等を譲っていただける方と譲ってほしい方に橋渡しの場を提供して、前向きにしていきたいというふうに思いますので、私たちもしっかりと協力しながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

その辺は、今までどおりに教頭先生がやっていただけるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（豊田武文君） 今あったことを学校の方に伝え、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ぜひよろしく願いいたします。

あと、福祉サービスの助成事業についてお伺いしたいと思います。

高齢者等の外出支援タクシーの利用状況ということでお伺いさせていただきました。だんだんと周知されてきたのかわかりませんが、利用される方が多くなってきているというのが現状だと思います。1回の利用2,000円、また、その中の社会参加につながるということで、いろいろな4月からの利用状況というか枠が広がったということは本当にうれしいことでもあります。

その中で、タクシーを利用されているというのは、どちらの方面に行かれる方が多いのかというのを把握していたら教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

結果として、利用金額という形で、事業者からの請求ということでデータを申し上げますと、長生郡市内、この業者さんが約82%、それから市原市内の事業者さんが12%、加えて、これらの中で介護系の方が6%ということで、多くの方が茂原方面に通院であったりとか、その他外出のために利用なさっているということが推測されるものでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） タクシー会社も長生郡市が82%ということですか。市原市が12%ということですか、これは。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 業者の協定の締結の内容ということでございますと、長生郡市内の業者さんは8社、市原市内の事業者さんでありますと14社、介護系で10事業者というふうになってございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） どこのタクシー会社を利用されているのが多いのかなということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

現在、手元にそういった資料をご用意させていただいておりませんが、先ほど申し上げましたように、主たる利用者の利用先というものは、茂原の業者さんがご利用なさっているということで、市内を中心とした利用が82%、先ほど申し上げましたけれども、市原の業者さんが使われているものが12%というようなことになっておりますので、概ね8割が茂原市の事業者さんということでありまして、茂原市内等でご利用なさっている方が多いのかなというふうに感じるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） それでは、介護タクシーの利用状況というのは、使用頻度はわかりますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

平成30年度までは介護の4以上の方が対象であったということで、先ほど申し上げましたように介護系は6%ということで、非常に少なくなっております。また、通常のタクシーに比べて利用料金が高いということもありまして、なかなかその介護系のご利用は多くないというのが現状でありまして、そのようなご回答になってしまうわけでございますけれども、件数ということにつきましてはちょっと手元に承知してございませんので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） それでは、利用者さん、また町民の皆さんからのご意見等というのは何か入っていますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご意見ということでございますと、アンケートなんかを実施するのがよろしいかと思えますが、ご利用者の多くが高齢者ということでございまして、アンケートを実施すると、それが負担になるというようなこともあります。ですので、実際にはアンケートも実施しておりませんので、そのご意見というものは集約してございません。

ただ、申請時等に窓口等でご意見を頂戴することもございますので、そのあたりは今後の業務に反映できればというふうにと考えるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 利用申請書を提出していただく際に、民生委員さんに大変お世話になっております。民生委員さんからのご意見等というのは何かありますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

民生委員さんからのご意見ということでございますと、申請時の簡素化というようなご意見を頂戴してございます。そのような中で、開始当初は顔写真の添付を要件としてございましたが、昨年度からその件につきましては廃止させていただいたところであります。その他、1回当たりの利用限度を廃止して欲しいなどという意見を頂戴してございますけれども、これらについてはまた今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ありがとうございます。

今、課長からもありましたけれども、1回の利用金額というのが2,000円なんですね。2,000円と決められておりますので、実際にタクシーを呼んで来ていただくだけで、金額は600円、700円、800円と、そういうふうになってしまいますので、できればこの1回2,000円の利用金額ではなくて、金額を決めずに利用できるように提案していきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後、それらを踏まえて、実際にご利用なさっている方々がどのような状況にあるか、これらも分析しつつ、民生委員さん等にご意見を頂戴しながら、また今後検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ぜひ意見を聞いていただきたいなと思います。

あともう少し、金額が1回2,000円ということでもあります。長柄町にタクシー会社がないということが一番、交通弱者対策に対しては、本当に金額もここまでしていただいているということもあるんですけれども、もう少し金額を上げることを提案していきたいと思いますが、それも一緒に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

平成30年度の登録状況、ご利用状況を考えますと、実際に交付した枚数に比べまして利用枚数というのが、全てをお使いいただけていないという現状も中にはございます。これらを考えますと、使い切れていらっしゃる利用者もかなり多くいらっしゃると思います。

これらも含めまして、現時点では助成額の拡大は考えておりません。ご利用者が連絡できるような状況であれば、乗り合い等によりまして利便性を図っていただくことも一つの方法なのかなとも思いますし、現在透析を受けられている方については、上限が4万8,000円でなく14万4,000円というような形で拡大してございますし、妊産婦の方につきましても、通常よりも多い6万4,000円というような範囲にさせていただいてございますので、この辺はもうしばらくその事業の成果というものを確認した上で検討したいというふうに考えるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） タクシーの利用制度の対象者というのが1,500人弱いらっしゃると思います。その中で1割の方が利用されているというような状況だと思います。

その中で、周知方法というのが、皆さん、知らない方が結構いらっしゃると思うんですけども、民生委員の方が一軒一軒回っていただきながらされています。その中で、今回枠がちょっと広がるということもありますので、またこれから利用者が多くなってくると思いますが、ぜひもう少しその周知の仕方を考えていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

周知の件につきましてはご指摘のとおりでございまして、日々民生委員さん等を中心にPRしていただいておりますのが現状でございます。枠を広げたということもございまして、福祉団体等にも改めてその辺をお知らせし、その活動の場でPRしていただけるよう図ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） また、タクシーを利用するときに、相乗り、デマンドみたいな形にはなっているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

現状では可能ではございますけれども、ご利用の段階でまだそこまでご利用なさっている

方は恐らくいらっしゃらない。皆さんがお一人ずつご利用先にご利用なさっているというのが現状だと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 先ほども周知ということでお話をさせていただきましたけれども、毎日、事故のニュースがない日はありません。免許を返納しても、交通の不便な地域でも、交通弱者解消に向けた対策、また、利用者の利便性の充実を図りながら、生活できるよう交通体系を推進していただきますよう、強くお願いして質問は終わりにしたいと思います。

最後に、中高年齢者の社会進出についてお伺いしたいと思います。

先ほど、シルバー人材の現状と今後についてのお伺いをさせていただきました。現在67名が登録をされているということでありました。会員の増加だとか、いろいろと人材不足ということのお話がありました。でも、その中で、この二、三年なんですけれども、受託の状況というのがわかりましたら教えていただきたいなというふうに思うんですが。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

受託の中身については、その割合というものは承知してございませんけれども、金額ベースでございますと、平成28年度が3,257万9,000円、平成29年度は2,843万2,000円、30年度につきましては、先ほど町長が答弁しましたとおり3,012万1,000円という状況でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 平均年齢というのは、どのぐらいの方が多く登録をされているんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 申し訳ございません。手元にそのご準備をさせていただいてございませんので、大変恐縮ではございますがお許しいただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） できれば、何件受注されて何件ぐらい対応されているのかという処理率だとかというのを知りたかったなというふうに思います。

平均、1日当たりどのぐらいの方が、会員が就業しているのかという状況だとかというのでも把握はされているんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

日数ということではございませんけれども、年間、28年度で公共の、町とかその他公共のもので61件、民間の受注が386件、合計で447件を延べ人数で6,136人が受託されております。

平成29年度におきましては、同様に公共の仕事が64件、民間が312件、合計で376件、就業人数は延べ人数で5,428名でございます。

平成30年度でございます。公共で52件、民間で381件、合計で433件、就業延べ人数は5,812人でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 結構就業されているように思います。また、年々、人口が減少していく中で、シルバー人材センターの登録されている方も減少されていると思います。というのが現状だと思うんですけども、シルバー人材の皆様も、今後大変お世話になるわけですけども、どのように、今後また具体的な対策というか考えがあればお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

具体的な対策と申しますとなかなかなく、PR活動を行うというような形になってございます。残念ながら、残念ながらという言い方が適切かどうかはわかりませんが、やはり高齢であっても、年齢が行っても非常に元気な方が多くなっておりまして、シルバーに登録されるよりも、他に職を持ってお仕事されているという方が実際には多くなってきているのが現状だと思います。

それらの中で、仕事をリタイアした方、70歳にもう手が届くというような方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、そういった方々も積極的に登録していただくようお願いするとともに、特に技能をお持ちの方、こういった方々には、加えてその会員を勧誘できるような、そういう活動をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 先ほど私の方から、ブロンズ人材ということで提案させていただきました。これは登録制で、必要なときに必要な人を派遣し、また対応できるシステムの作りなんですけれども、行く行くは人を呼び込めるような、そういう施策になるように考えていただきたいというふうに思うんですけども、その辺は、先ほど、考えていないということで、シルバー人材のこれからの充実ということで、今もお話があったと思うんですけども、

概ね60歳からシルバー人材ですけれども、その前の人たちの、ブロンズ人材、先ほど川嶋議員は、ゴールド人材じゃないですけれども、そんなお話があったと思うんですけれども、そういうことに対してはどのような考えでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

町長の答弁にもありましたとおり、また、ただいま再質問の中でもお答えしましたとおり、やはりまずシルバー人材センター、現在のセンター事業というものがだんだん減少傾向、小さくなってきてございます。社会福祉協議会といたしましては、これらを充実させ、その上で、そういったご提案のブロンズ人材センターですか、これらが運営できるということであれば手を入れていくというのが一つの方法ではあるかと思えます。

しかしながら、先ほど来ご紹介申し上げますとおり、もう設立から登録人数については半分を切る状態、事業収入につきましては、もちろんそれに倣ってやはりどんどん少なくなっていると。また、ご紹介のありましたように高齢化も進んでおりまして、なかなかできる仕事も少なくなってきてしまっている。

そのシルバー人材センターの後継者ではございませんけれども、そういった意味も含めて、60歳以上でもお仕事ができる方をまず充実させて、その後でということであればというようなのが社会福祉協議会のご意見でございましたので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 最後に、シルバー人材センターの年齢枠の改善というのも、概ね60歳からということになっておりますので、その辺をもうちょっと前だとか、そういう改善をぜひ考えていただければなというふうに思います。

また、啓発と周知というのがとても大事だと思いますので、この啓発も、社協のPRというか、載っているのが小さいんですね。だから、もうちょっと広報だとか、そういう啓発活動じゃないんですけれども、それをしっかりと周知をしていただきたいというふうに思いますので、これを要望して終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 以上で本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時11分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

◇ 山 崎 悦 功 君

○議長（月岡清孝君） 次に、5番、山崎悦功君。

○5番（山崎悦功君） 5番、長柄町民クラブ山崎です。

4項目について、議長のお許しをいただきましたので質問したいと思います。

まず1番目、長柄町住民投票条例の制定についてでございます。

我が国における住民投票は、日本国憲法の規定に基づく住民投票、地方自治法の規定に基づく地方議会の解散、あるいは首長、議会の解職請求に関する住民投票、そして地方自治体が定める条例に基づく住民投票に大別されます。

1996年に、新潟県巻町が初めて常設型住民投票条例を制定して住民投票を行って以来、地方自治体の重要な課題について住民投票に関する条例を制定し、実施された住民投票の結果に基づいて政策決定がなされる事例が増えてきています。

住民投票条例が制定され始めた当初は、特定の問題に対する特別措置として、住民投票条例を制定する例が多かったんですが、近年では、地方自治体の重大問題に対して恒常的に住民投票を行えるよう、条例を制定する自治体が現れております。

また、近年制定が多くなっている自治基本条例の中には、住民投票の規定を設ける自治体もあり、条例による住民投票では、公職選挙法の準用が規定されている地方自治法上の住民投票や、目標や手段が規定されている日本国憲法上の住民投票とは異なり、投票対象や投票資格者の範囲を自由に制定することが可能であります。

先般、長柄町議会において公民館建設に関する議案が否決され、間もなく3年が経過しようとしていますが、本件については住民の民意が全く反映されていなかったことは明白であります。

今後、このような事態を避け、議会制民主主義の機能を補完するために、住民投票によって示された住民の意思を最大限尊重していく制度が望ましいと考えることから、長柄町住民

投票条例の制定について、その是非を伺います。

続きまして、2項目め、政策サポーター制度の創設について。

長野県飯綱町における議会政策サポーター制度は有名であり、多くの視察が殺到しているとのことで、我が町の議会でも活用できないか、その一端を調査してみました。現在の我が町の議会には、残念ながらその制度を導入し活用するだけの議員の力量が乏しく、また、一朝一夕でなせるものではないことを痛感しました。

そこで、長柄町公民館建設問題にメスを入れ、なぜこのような事態を引き起こしたのか、そのプロセスの中で問題点が見えてくれば、飯綱町のように活性化した議会でなくても、また、議員一人の力量とチームワーク、あるいは議論・討論の不得手な議会であっても、違う形態での政策サポーター制度ができるのではないかと考えました。

その結果、年代、性別、地域等により多様なサービス要請にきめ細かな対応を図ることが住民目線の行政のあるべき姿であり、行政や議会だけの政策提言では限界があることから、行政や議会の補完組織として、一般住民から成る政策サポーターと、この三者が一体となった政策サポーター制度の創設の提案をするものです。

この制度は、特化した事象に対するものではなく、住民が日々思うこと、願うこと等々を政策化できないかを討論する場として、恒常的に運営していくものです。清田町長のお考えを伺います。

続きまして、3項目め、公益法人町農業振興公社設立計画構想の策定について。

町活性化の方策として、そこにある多様な資源の活用が不可欠であり、多様な資源の有効活用をマネジメントしていく拠点組織が必要であると考えます。例えば、移住ガイドブック「ながらまちに流れる時間とくらしと人」の冊子をつくるよう主導してきた、千葉大学で勉学に励む塩谷桃加さんについては、さらに町をPRすべくながらこまちを企画したとのことですが、彼女の努力を継承していくためのバックアップがなされなければ、一過性の資源として土に埋もれてしまうことになってしまうのではないかと懸念します。

また、せっかくのタウンアドバイザーの田島先生のお力も同様です。町活性化の手段や切り口は幾通りもありますが、そこにある資源の活用がベースであり、それらを有機的にマネジメントする組織は不可欠であります。

そこで、我が町の基幹産業である農業を核とした拠点組織ができないかと提案するものです。

農を核として、福祉、教育、文化、歴史、自然環境、産業等々、様々な活用の連携をマネ

ジメントし、結果として町活性化に押し上げていく組織であり、行政が直接的に事務事業として行うものではなく、第三セクターとしての位置付けとなります。そのためには、まず、構想策定がなくてはなりません。長柄町農業振興公社設立計画の策定について、いかが考えるかお聞きしたいと思います。

続きまして、4項目め、新教育長の所信について。

石川教育長就任から2カ月余りが経過し、短い期間ではありますが、町全体の状況や学校教育及び生涯学習等、積極的に勉強なさっているとお聞きしており、心強く感じております。そこで、新教育長の学校教育及び生涯学習について、その所信をお伺いします。

以上、4項目につきましてよろしくお願ひいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山崎議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの町住民投票条例についてであります。現在、地方自治体の多くは、住民の代表であります議会と議論を深めながら政策を実現していく議会制民主主義がとられております。

ご指摘の住民投票につきましては、民意を直接的に反映できるという利点がありますが、その手法が直接的であることにより、議会との議論を飛び越し、首長の独善的な政策運営に陥ることが危惧されると言われております。とはいえ、住民の町政への参加は当然に求められるところであり、住民投票の必要性については否定するものではありません。

私といたしましては、議会との議論を通して、民意をできるだけ反映することはもとより、政策決定の中にできる限り住民参加を進めることが重要であると考えております。

その一つの方法として、二者択一の住民投票条例ではなく、長柄町らしさを盛り込んだ自治基本条例の制定について、広く町民の皆様、そして町民の代表である議会の皆様と議論を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げる次第でございます。

次に、2点目の政策サポーター制度についてお答えします。

政策サポーター制度は、長野県飯綱町議会が、開かれた議会とするために、議会活動への町民参加を広げること、議員定数が減少する中で、町民の知恵をかりて政策づくりを協働で進めること、この2つを目的として創設したもので、サポーターは自薦他薦によって任命された十数名で構成され、研究テーマを設けて会議を重ねた上で、議会若しくは町長に政策提

言書を提出するといった制度だと伺っております。

そこで、本町において町民の政策への関わりという点で考えてみますと、町総合計画の策定時に行われたまちづくり委員会や、町長のランチミーティングなどが挙げられます。特に、まちづくり委員会は公募の委員などで構成され、政策面など数度にわたり会議が行われましたが、計画策定時のいわゆる単発で、議員の言われる恒常的組織はこれまで例がありません。

また、それらとは異なりますが、令和3年度からの新たな時代に向けた、長柄町第5次総合計画の策定に当たり、本年度広く町民皆様のご意見を頂戴する機会を設けたいと考えております。具体的には、本町のタウンアドバイザーである千葉大学の田島先生に、よりご協力を仰ぎ、これまでよりも少し大きなワークショップのような形で、子供からお年寄りまで、性別を問わず幅広くご意見を賜る企画を計画しております。

ご質問の制度創設であります。より多くの町民が行政に深く興味を持ち、町民目線で政策を考えること、そして、そのような場があるということ、これは大変価値のあることでございます。本町の生涯活躍のまち構想にも合致するものと認識をしております。そのようなことから、ご提案を踏まえて、今後検討してまいります。

次に、3点目の町農業振興公社設立構想の策定についてお答えいたします。

様々な地域資源を官民連携により活用することで、課題の克服に取り組み、町全体の活性化に資することは、まさしく地方創生の考え方そのものであると理解しております。

本町では、産業、健康、教育、移住・定住といった総合施策、長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想の実現に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

その一環として、今年度実施しております本町の新たな特産品を開発することを目的とした特産品開発業務は、発注者である長柄町と受注者である千葉大学という通常の枠組みを超えて、ジャパンプーズ、ナリヅカコーポレーション、リソル生命の森など、町内において各分野で活躍する民間事業者と共同で取り組む、これまでにないプロジェクトであります。

本業務は、特産品開発とあわせて、町内既存の特産物を一つにまとめ、長柄ブランドとして売り込むパッケージの制作や、創り上げた長柄ブランドを成長させるための主体となる団体設立についての提案も業務の内容に盛り込んでおります。ご質問の農業を核とする農業振興公社は、まさに主体となる団体に合致しており、議員の言われる公社と本業務、また、生涯活躍のまち構想とは同じ方向を示しているものと思われま。

ただ、ここで、順序として、議員の言われる構想や実現のための戦略、例えるならば、外枠を策定してから中に入り民の部分を探すのではなく、逆に民が主導であるべきと考えるの

であります。公社にせよ、第三セクターにせよ、つまりは収益、儲けを出さなければいけないわけで、どうしても官主導は押し付けられた不採算事業のような形になりがちで、従来の第三セクターのようになってしまうものと推察いたします。

もちろん、全ての第三セクターを否定するものではありませんが、時代の潮流は、三セク・公社からPFIや指定管理者などに移行しているのも事実であります。できれば、昨今の観光DMOや町づくり会社などといった新たな公民連携を期待するものであります。

いずれにいたしましても、それらを含めまして、ご提案を参考とし、もう少し町内の情勢を注視しつつ、研究を進めてまいりたいと存じますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

教育長、石川和之君。

○教育長（石川和之君） 山崎議員のご質問にお答えします。

まず、私の教育長としての学校教育に係る所信を申し述べさせていただきます。

子どもたち一人ひとりが宝物です。この大切な宝物を、保護者の皆様、町民の方々、関係機関等、そして学校と教育委員会が手を携えて育んでいきたいと考えます。

長柄町教育大綱では、目標2に、社会を生き抜く力、未来への飛躍を実現する人材の育成、すなわち生きる力の育成、平成31年度長柄町教育施策にも、生きる力の育成が掲げられています。間もなく全面実施される新学習指導要領においても、将来を見据えた、より質の高い生きる力の育成が大きな目標となっています。

生きる力とは、これからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力であり、この3つの要素をバランスよく育むことが肝要です。この3つの要素は、いずれも重要な柱ですが、私は特に子どもたちに豊かな人間性を育む心の教育に力点を置き、確かな学力及び健康・体力を養っていきたいと考えます。

豊かな人間性とは、他人を思いやる心、自らを律し、他と協調する心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに素直に感動する心、家族や友人及びふるさとを大切にする心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちが備えて欲しい人間性や社会性と捉えています。豊かな人間性があるこそ、学力や健康・体力も一層円滑に涵養されることが考えます。

心の教育は、全ての教育活動を通じて実践できます。私自身もできる限り教育現場に足を運び、子どもたちはもちろんのこと、先生方を見守り、支援していきたいと考えます。そし

て、保護者の皆様、地域社会、関係機関等と行動連携を推進し、子どもたちに豊かな人間性を育んでいく所存であります。

次に、生涯学習について申し上げます。

生涯学習とは、文部科学省によれば、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち家庭教育、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、さまざまな場や機会において行う学習とされています。

厚生労働省によれば、2017年の日本人の平均寿命は、女性87.26歳、男性81.09歳であり、価値観の多様化と併せて、多角的な需要はますます高まり、生涯学習の重要性は増えています。

教育基本法第3条では、生涯学習の理念として、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないと掲げています。

私は、生涯学習の原点は家庭教育、生涯学習の基礎・基本を養う場が学校教育と考えています。その意味で、教育委員会といたしましても、今まで以上に家庭教育及び学校教育を支援することが大切となってきます。

長柄町も、生涯学習を重視し、長柄町教育大綱や平成31年度教育施策においても、生涯学習の推進を掲げています。とりわけ、公民館につきましては、社会教育法第20条に、目的として「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」が、そして第22条には主な事業内容が明記されています。長柄町公民館では、こうした法令にのっとり多くの事業が展開され、その施設が公共的利用に供されています。

今後も、公民館が町民にとって生涯学習の場として、生活文化を高める場として、地域社会の融和と連携の場として、より効果的に効率的に活用できる場となるよう協働していきたいと考えます。ご理解、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、山崎議員への答弁といたします。

○議長（月岡清孝君） 5番、山崎悦功君。

○5番（山崎悦功君） 1項目めの2回目の質問をさせていただきます。

検討していただけるということで期待しておりますが、まさに自治基本条例は自治体の憲法と言われており、執行部からは自治基本条例の制定について議論を深めていくとのご答弁でありますので、大いに評価されるものと考えます。

本来は、自治基本条例が最上位として制定され、これを規範として総合計画条例や議会基本条例等をそれぞれ制定するのが順序立てて望ましいというふうに考えます。よって、自治基本条例の体系化において、ぜひ住民投票の規定を盛り込んでいただきたいと考えますが、いかがかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

自治基本条例につきましては、住民投票がまず前面に出るということではないというふうに思います。

先ほどご質問にもありましたけれども、自分たちの町をどういう形にするかというようなところが大きなテーマになると思いますので、そういった自治基本条例制定の趣旨に基づきまして、住民参加を進めていく中で議論を深めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山崎悦功君。

○5番（山崎悦功君） じゃ、そのことをよろしく願います。

続きまして、2番目の政策サポーター制度の創設についての2回目の質問をさせていただきます。

第5次計画においては、田島先生などのいろんな方のご意見を聞きながら作っていきたいということでもございましたけれども、生涯活躍のまち構想というのは、起死回生の秘策と信じておりますので、第5次総合計画と併せ、大いに期待申し上げておきます。

この辺は質問はございません。よろしく願います。

続きまして、公益法人の関係でございます。2回目の質問をさせていただきます。

町としても、特産品とかいろいろ長柄ブランドを創っていくのに、官民共同となってやっていくということでもございますが、公益法人としては1990年代に多くの市町村農業振興公社が設立されました。農林水産省の調査によると、1998年までに全国で208の市町村農業公社が設立されており、うち50%程度が農作業の受託業務を、また、40%以上が農作業の受託あわせん業務を実施しています。耕作放棄地の減少などに一定の成果を上げていますが、約半数の公社が赤字となっており、経営の健全化が課題とされているのが実態です。

主たる団体の組織形態についての選択肢は、執行部の言うとおりに多様化してきていると認識しておりますが、あえて旧来の第三セクター方式を唱えた理由は、農業、農村振興に取り

組む直接生産支援型では、独立採算制の追求は困難であることから、公的助成を基礎とした事業の多角化を図り、農村地域の活性化の発展的要件を支える地域支援型の機能を持たせた形態を想定するからであります。

しかしながら、今回の質問趣旨は、具体的な町活性化の母体である主たる団体の形態を論議することではなく、構想を練ること、構想を作成することに主眼を置いています。具体的な計画ではなく、将来構想を作成することによって道筋ができることに期待するものでありますので、執行部からは研究を進めていきたいとのご答弁をいただきましたが、農業というキーワードで町活性化の牽引役を担う団体として、まずは構想作成に当たってワークショップを検討していくべきと考えますが、いかがかお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

先ほどの政策サポーター制度の町長からの答弁の中にもございましたけれども、本年度から策定に取りかかります総合計画の基本構想につきましても、千葉大学の田島先生の主監によりますワークショップを行いまして、それらを計画策定の基礎的資料としたいと企画、計画をしているところがございます。仮にご提言の構想を策定するとなりますと、議員の言われるように、まずはワークショップなどのような、幅広く町民の皆様のご意見を頂戴する機会を設けるべきと、私たちも認識しております。

農業と町の活性化は、当然ながら総合計画の策定段階におきましても重要なファクターとなることは間違いなくて、その中においてもしっかりと議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、私たち行政の方の立場といたしましては、今後、主体となる団体、議員の言われる町活性化の牽引役やその構成員である、この町を何とかしたいと思う人々の機運醸成に努めまして、かつ、なるべくその思いを漏れこぼすことのないように努めてまいりたいと考える次第でございます。ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山崎悦功君。

○5番（山崎悦功君） 答弁ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、4項目めの新教育長への質問でございますけれども、石川教育長の所信、しっかり受けとめました。これからも精進を重ねつつ、議会との連携においてしっかりとその職責を

果たしていただき、町発展のためにご尽力いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。大変素晴らしいお言葉でした。

以上で私からの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 山崎悦項君の質問を終わります。

次に、関連質問ございますでしょうか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 11番、星野でございます。

2点、関連質問をいたします。

まず最初に1点目でございますが、1項目めの町住民投票条例の制定についてお伺いいたします。

ご存じのとおり、自治基本条例は住民自治に基づき、自治体運営の基本原則を定めた条例であり、地域課題への対応や町づくりを、誰が、どんな役割を担い、どんな方法で決めていくのかを文書化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例でございます。

自治基本条例の意義といたしましては、自治体の今後のあるべき姿を普遍的な形に示すこと、そして制定過程や制度後の運用に当たって住民の参画が求められることにより、住民の自治意識の向上が図られること、さらには自治体において個別条例や施策の体制を促すことなどが考えられます。

よって、町執行部において、自治基本条例の制定について議論を深めていくとのご答弁をいただきましたが、公民館建設問題一つをとっても、いかに自治を推進する制度が早急に望まれるかと思っておりますので、速やかな事務の執行を遂行していくべきと考えますが、いかがかお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

自治基本条例については、町のいわば憲法というようなことでございますので、町といたしましては急ぐことなく議論を深めてまいりたいという中で、住民参加、住民投票制度も含めて、町の形というようなものの議論を深めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 星野一成君。

○11番（星野一成君） 了解しました。よろしく願いいたします。

それでは、2点目でございますけれども、4項目めの新教育長の所信について、日吉小学

校、長柄小学校及び長柄中学校における、それぞれの学校教育目標と、見えてきた課題についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、石川和之君。

○教育長（石川和之君） お答えします。日吉小学校、長柄小学校及び長柄中学校におけるそれぞれの学校教育目標と見えてきた課題についてお答えします。

まず、各学校の学校教育目標を申し上げます。

長柄小は、確かな学力と豊かな心を身につけ、自信を持ち主体的に行動できる児童の育成。日吉小は、変化の激しい社会を生き抜く、心豊かで自ら学ぶ意欲を持ち、たくましく生きる児童の育成。そして長柄中は、豊かな心を持ち、主体的に学ぶたくましい生徒の育成です。いずれも、新学習指導要領でも大きな柱となっている、将来を見据えた質の高い生きる力の育成が学校目標になっていると考えます。

先ほども申し上げましたが、新学習指導要領は、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されます。この新学習指導要領では、主な教育内容の改善事項として、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、プログラミング教育の導入などが提示され、教育現場では実施に向けて準備を進めておりますが、課題は山積しております。

教育委員会といたしましては、地域社会や関係機関等の力もお借りしながら、学校をサポートし、児童・生徒のために新学習指導要領が円滑に効果的に導入されることを支援してまいります。

これも繰り返しになりますが、私自身も学校現場と協力し、学校現場に足を運び、そして学校現場、保護者、地域社会、関係機関等と連携して、円滑な導入がなされるよう、真摯に取り組んでいく所存であります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 星野一成君。

○11番（星野一成君） 了解しました。よろしく申し上げます。

私からは以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかに関連質問ございますか。

7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 町民クラブの関連質問をさせていただきます。

1 項目めの住民投票条例の制定についてということなんでございますけれども、今回は、公民館建設問題に端を発しまして、住民投票条例の制定についての質問に対して、その上位である自治基本条例の制定について、町執行部自らが言及されました。その勇気に我が会派では大いに評価するところでございます。

しかしながら、自治基本条例の制定提案については、私の方から平成29年12月議会の方で、町総合計画の制定に関連して提案させていただいたという経緯がございますが、そのとき執行部の方からは、残念なことに非常に消極的な答弁をいただいた経緯がございます。

わずか1年半の間で、町執行部が住民投票条例の制定に積極的に言及されたことの、その理由をお聞きしたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

住民投票条例につきましては、その執行に当たっては、良い面と悪い面があると思えます。

今回、執行部として考えておりますのは、住民投票だけではなくて、自治基本条例といえますか、この町のあり方とか形とか、そういうところから議論を深めていくことが重要じゃないかなというふうに思っているところでございます。ついては、今後、自治基本条例について議論を深めてまいりたいと、かように存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 大変申し訳ありません。今、私の方の質問でちょっと間違いがございました。最後のところで、1年半の間で町執行部が、さっき住民投票条例と言ってしまいましたけれども、自治基本条例の制定に積極的に言及されたことの理由をお聞きしますというのが正しいあれで、大変申し訳ありません。

いずれにしましても、総務課長の方から今答弁いただきましたので、ありがとうございます。

続きまして、3項目めの農業振興公社設立計画構想についてなんですけれども、私共、会派の方での質問の趣旨というのは、農業振興公社設立そのものが目的ではありません。ご答弁の中では、どうも設立そのものという形の中で議論がされてしまったということで、ちょっと方向が違うのかなというふうに思いますので、改めてここでちょっと訂正させていただきたいんですけれども、私共の考え方は、そこにある多様な資源の活用を有効的にマネジメ

ントする組織が必要という前提で考えていけば、活性化のための構想策定が重要であるということでございます。

構想によって何かが生まれてくることに期待するということでございます。例えば、人という資源がございます。これをさらに分けていけば、町の職員、あるいは住民の方々の意識の向上という、そういう効能が出てくる。あるいは、行政としての方向性を示していくんだということ。ものを何かやっつけようとするためのきっかけづくりというような、その程度のことの中でお考えいただければと思います。

大変、もう一歩も二歩も入った中でのご答弁をいただいてしまって、ちょっと私共の考えと違ってしまったというようなことでございます。

最後に、4項目の新教育長の所信という形の中で2点ほどお聞きしたいと思います。

公民館を拠点とした生涯学習活動における課題について、お気づきの点がございましたら伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石川教育長。

○教育長（石川和之君） お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、生涯学習の重要性とニーズは増えています。その大きな拠点となるのが公民館であります。

長柄町公民館では現在、多くの事業が展開され、その施設が会議も含め、多くの住民に利用されています。具体的には、現在公民館を利用している団体は41、平成30年度中に会議は167回ほど開催されています。

課題としましては、次の2点を挙げさせていただきます。

まず、何より老朽化の問題です。昭和49年に建設されて以来、45年の長きにわたって利用されてきた建屋は老朽化が進み、雨漏り、ひび割れ等、至るところに不具合が生じております。ここ数年は、新公民館の建設を控えていることから、最小限の応急補修でしのいで、何とか町民の皆様にご利用いただいている状況にあります。

幸い、長柄町公民館建設推進委員会も5月に立ち上げられ、新公民館建設に向けて着実に動き出したことは喜ばしいことであり、一日も早い完成を望んでおります。そして、新公民館が生涯活躍のまち構想においても大きな役割を果たすことを期待しております。

課題の2つ目は、中高生の利用促進です。小学生の利用は、図書中心にある程度はありますが、中高生になると大幅に減少するのが現状です。中高生にとって、例えば図書等を利用

しながら勉強する環境を整えば利用は増える可能性があります。今後の検討課題と考えます。

今後も公民館が町民にとって生涯学習の場として、生活文化を高める場として、地域社会の融和と連携の場として、より効果的に効率的に活用できる場となるよう鋭意努力してまいります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 公民館を拠点としました生涯学習活動の中で、2点ほど課題という形をいただいたんですけども、1点目については、いわゆるハード部分という形になると思います。

2点目の中高生の利用促進という中で、今お聞きした中での部分だと、今あります図書室ですね。図書室という、私もちょくちょく通うんですけども、現在のあの図書室の中では、中高生のいわゆるお勉強をするという、蔵書も含めて環境もいかなものかなというふうに考えます。

その中で、いっそのこと教育長が中高生の利用という形の中で考えるのであれば、図書室をもっとアップして、図書館ですね。図書館を併設しています郡内の、長生郡市の市町村がございます。その中で図書室を図書館にランクアップする、そういうお考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中副町長。

○副町長（田中武典君） ご提案と受けとめ、図書室、図書館、この辺の扱いについても、やはり住民目線ということも視野に入れながら、今後、公民館建設の中でも議論してまいりたいと思います。

ただ、公民館の中の図書館という併設の形になりますと、それなりの覚悟が必要かと思えますので、費用の面、そういったいろいろな多角的な面からも検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 今、副町長の方からご答弁いただきましたけれども、確かに現段階で新たな公民館建設の中において、図書館という考え方はありませんし、議会の方からもそういうような話は恐らくなかったと思います。たまたま教育長の方からこのようなご答弁をい

いただきましたので、1つとしては、公民館は公民館建設という形の中で進んでいただいて、さらに同じ敷地の中に図書館というのを建設できるのであればと、そのように思ったわけでございます。

続きまして、もう一点、最後なんですけれども、生涯活躍のまち構想と生涯学習、この連携をどのように考えていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石川教育長。

○教育長（石川和之君） それではお答えします。

これにつきましては、初めに結論を申し上げさせていただきますと、密接に関係しており、町全体の活性化を図る上での大きな柱の一つになるものと考えております。

生涯活躍のまち構想は、地方創生の観点から、長柄町の自然環境や地理的好条件を生かし、本町への移住・定住を推進し、地域住民にとっても暮らしやすい長柄町を目指すものであります。住民一人ひとりの活躍の場が創出され、住宅等が整備され、保健医療サービス及び福祉サービスが充実し、本町に暮らす人々及び新たに移住してきた人々が、公民館等でそれぞれのライフスタイルで人生を楽しむことは、まさに生涯学習につながるものと考えます。

先ほど申し上げましたが、生涯学習とは、簡単に申し上げれば人々が生涯に行うあらゆる学習、そして様々な場や機会において行う学習であります。人生百年の時代と言われる昨今、価値観の多様化とあわせて、多角的な需要はますます高まり、生涯学習の重要性は増えています。

移住者を含めた全ての住民が、生涯にわたって健康的かつ活動的で安心して暮らせる町づくりが肝要だと考えます。生涯活躍のまち構想と生涯学習の理念が相乗効果を生み、町が活性化し、それが魅力の一つとなり、その魅力を様々なツールで情報発信していくことが不可欠であると考えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（月岡清孝君） それでは、以上で関連質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号、報告第2号の上程、説明

○議長（月岡清孝君） 続きまして、日程第5、報告第1号 平成30年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について並びに報告第2号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、関連がございますので会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 報告第1号 平成30年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第2号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、本年3月4日の議会定例会におきまして繰越明許費の議決をいただきました。地籍調査業務他4件について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを報告するものであります。

なお、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議願います。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 報告第1号 平成30年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第2号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について補足説明をいたします。

初めに一般会計でございます。

7款1項地籍調査業務1億9,323万円は、平成30年度の補助金が追加交付されたことで、令和元年度事業における要望箇所、災害発生の可能性が高い箇所を前倒しして実施するこ

とが可能となったことから、追加事業分の予算について繰り越すこととなりました。

次に、7款2項道路橋梁費、(仮称)茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業204万9,000円は、共同事業者である茂原市が、事業の進捗状況により未完了分について繰り越しとしたため、本町におきましても繰り越すこととなりました。

次に、7款2項道路橋梁費、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業3,805万2,560円は、国より交付金の追加交付があり、これを執行するため繰り越しとなりました。

最後に、7款4項町営住宅塗装工事3,690万6,000円は、交付金の追加交付を受け、事業執行するに当たりまして、工事の適正な工期を確保するため繰り越すこととなりました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計でございます。

1款1項農集管移設工事760万円は、刑部バイパス事業に伴う農集管移設関連工事について、県との協議に不測の日数を要したことから事業を繰り越すこととなりました。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長(月岡清孝君) 以上で報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(月岡清孝君) 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長(清田勝利君) 承認第1号 長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

新公民館について、議会の皆様のご同意に基づき、建設推進を図るため、本年5月1日に従来の長柄町公民館建設検討委員会設置要綱を、長柄町公民館建設推進委員会設置要綱に改めたところでございます。

今回の改正は、長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例中、委員会の名称を「公民館建設検討委員会」から

「公民館建設推進委員会」に改め、整備を図るものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢です。ちょっと質問いたします。

今回の専決処分の承認なんですけれども、この施行期日を元年5月1日にした理由。それと、この検討委員会を推進委員会に専決して名称を変えたということなんですけれども、この推進委員会はもう行われたのか。ちょっとその辺をお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

先に、委員会の方の開催は5月30日に第1回ということで開催をさせていただきました。

それから、もう一点の方ですが、先の1月15日だったと思いますけれども、議会全員協議会ということで、全員のご了解を得まして、公民館の現状からなるべく早く推進するということになりまして、この3月の議会でも、予算説明とあわせて推進委員会の設置などを説明、またご了解を頂戴したものと理解をしております。

そのようなことで、なるべく早く推進をというようなことから、4月中に準備をいたしまして、5月30日の第1回の開催ということになった次第でございます。何卒ご理解いただきたいと存じます。よろしくお伺いいたします。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ほかがございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方

は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号、承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、関連がございますので会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第2号 長柄町税条例等の一部を改正する条例及び承認第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、長柄町税条例及び長柄町国民健康保険税条例について、一部を改正する条例を制定し、同日付で専決処分をしたものであります。

主な改正点は、長柄町税条例につきましては、個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入や、子どもの貧困に対するための非課税措置及び軽自動車税の特例措置等の見直し等であります。

長柄町国民健康保険税条例につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと、減額措置に係る軽減判定所得の算定において、軽減世帯の拡大を図るものであります。

詳細につきましては税務住民課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 承認第2号の長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、附属資料2の新旧対照表に基づき、主な改正点についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、第1条から第5条までによる改正となっております。また、新元号の令和の公布、施行前に改正を行ったため、元号の表記につきましては全て平成となっておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

1ページ目をお願いいたします。

第34条の7につきましては、国のふるさと納税制度が見直されたことに伴うものでございます。これまで、いずれの地方団体に寄附されました場合でも特例的な税額控除が受けられておりましたが、今回の改正により、寄附金の募集を適正に行う地方団体として総務大臣が指定した市町村等に対する寄附金に限り、特例控除対象寄附金とするものでございます。

なお、総務大臣が指定する基準といたしましては、返礼品の返礼割合を3割以下とし、地場産品とすることとございます。施行日は令和元年6月1日でございます。

2ページ目の、附則第7条の3の2は、住宅ローン控除の適用期間を平成43年度までとなっておりますところを平成45年度までとし、2年間延長するものでございます。所得税の住宅取得控除の改正により期間が延長され、その間、所得税から控除し切れなかった額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲で個人町民税から控除いたします。施行期日は平成31年4月1日でございます。

14ページをお願いいたします。

この10月1日から軽自動車取得税が廃止され、軽自動車税の環境性能割が創設されることとなっております。また、現行の軽自動車税は軽自動車税の種別割となりますことから、3段階で条例が整備されます。

本第1条改正でございますが、附則第16条第1項で、軽自動車税のグリーン化特例について、14年を経過した軽自動車税の重課を、平成31年度課税分に限ったものとする改正でございます。

第2項から第4項までは、平成29年度分の軽自動車税の軽課に対する規定でございましたので、これを削り、第5項から第7項が繰り上がる改正でございます。こちらも施行日は平成31年4月1日でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

第2条による改正でございます。

第36条の3の2では、第3号を加え、給与所得者が単身児童扶養者、いわゆる未婚のひとり親に該当する場合には、給与支払者に提出する扶養親族報告書にその旨を記載することとするものでございます。

第36条の3の3では、公的年金等受給者に対する単身児童扶養者の扶養親族等申告書へ記載することを追加規定したものでございます。施行期日は令和2年1月1日でございます。

26ページをお願いいたします。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定を追加するものでございます。これは、環境性能割の臨時的軽減で、環境負荷の少ない基準に適合した自家用の軽自動車について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得したものに限り、環境性能割を非課税とするものでございます。

現行の附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、千葉県が当分の間行うこととしております軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、第2項から第4項までを加えるものでございます。これは、特例の判断基準や徴収金額に不足分が生じた場合の手続、加算金についての規定でございます。

第15条の6は、第15条の2と同様に臨時的軽減を行うもので、第3項を追加し、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合に限り、税率を2%から1%に軽減する規定でございます。

29ページをお願いいたします。

附則第16条は、先ほどの第1条改正で、軽自動車税のグリーン化特例について31年度限りとしたものを、この2条改正において軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例として規定するものでございます。

第1項におきましては、14年経過したものに対して重課となり、2項から4項におきましては、軽自動車税の種別による軽課について、2年度分と3年度分を規定したものでございます。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例を規定したものでございます。

先ほどの附則第15条の2から、ただいまの附則第16条の2までにつきましては、施行期日が令和元年10月1日でございます。

33ページをお願いいたします。

第3条による改正分でございます。

第24条は、子どもの貧困に対する個人の町民税について、単身児童扶養者を非課税措置の

対象に加えることの改正でございます。施行期日は令和3年1月1日でございます。

附則第16条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の第3段目の改正でございます。

34ページをお願いいたします。

第5項を加えることにより、令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の軽課を、電気自動車及び一定の排ガス性能を備えた天然ガス軽自動車に限る規定でございます。施行期日は令和3年1月1日とすることとなっております。

続きまして、36ページをお願いいたします。

第4条による改正でございます。これは、平成28年改正条例の一部を改正するもので、令和元年10月1日に施行となるものを、今回の法改正に伴い条文を整備したものでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

第5条による改正です。こちらは平成30年改正条例の一部を改正するものでございます。資本金1億円を超える内国法人等に対して、申告の提出は電子情報処理組織を使用することが義務化され、令和2年4月以後に開始する事業年度から適用されることとなっております。今回の改正で、電子的方法による申告等の提出が困難な場合に、電子的提出義務を解除する措置がなされました。

40ページをお願いいたします。

第13項から第17項までを追加し、電気通信回路の故障、災害、その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置を規定したものでございます。

先ほどの第4条による改正及びこの第5条による改正の施行日は、平成31年4月1日でございます。

これらが主な改正内容でございますが、この他に項ずれによる改正、文言の挿入、削除、修正等がございます。

続きまして、長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、附属資料3の新旧対照表でご説明させていただきます。

附属資料3の表紙をおめくりいただきまして、下のページをご覧ください。

第2条第2項でございます。国民健康保険税は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額から構成されており、それぞれに応益分として、被保険者均等割及び世帯平等割を、応能分として所得割を課税しております。今回の条例改正は、その基礎課税額につきまして、応益分、応能分の合計の限度額を、現行58万円から61万円に引き上げ

るものでございます。

次に、第21条でございますが、国民健康保険税では、世帯の所得が一定額以下の場合には、負担軽減を図るため、応益分の保険税について7割、5割、2割の軽減を図る軽減判定所得を定めております。第2号で5割軽減の対象となる世帯の算定において、被保険者数に乘すべき金額を、現行の27万5,000円から28万円に、次のページの第3号では、2割軽減の対象となる世帯の算定において、被保険者数に乘すべき金額を、現行の50万円から51万円にそれぞれ引き上げ、中間所得層の被保険者の負担に配慮したものとなっております。

以上の改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以降の国民健康保険税について適用されるものでございます。

なお、この国民健康保険税条例の改正につきましては、去る2月22日に開催されました長柄町国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、ご承認をいただいたことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。ご審議をいただきご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますでしょうか。

7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 長柄町税条例の中の、寄附金税額控除の関係なんですけれども、ふるさと納税の返礼品で、昨年度で地場産品としていたものが、改められて、地場産品として認定されないだろう、あるいはされないもの、長柄町の中での地場産品。わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 総務省、また千葉県の方から発表されたものでということでお答えをさせていただきます。

本町におきましては、地場産品としていわゆる不合格となるようなものはございません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 他にございますでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度長柄町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第4号 成31年度長柄町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、プレミアム付商品券事業の実施に伴う事務費分の補正であります。その経費は、速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、4月26日付で専決処分をいたしました。

なお、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 承認第4号 平成31年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることにつきまして補足説明を申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ79万7,000円を追加し、補正後の予算総額を35億6,679万7,000円とするもので、内容は、平成30年度プレミアム付商品券事業における事務費補助金の補正でございます。

本補助金は、国の平成30年度補正予算分であります。市町村においては、平成31年度予算での歳入対応が可能となったこと、また、交付決定が4月とされたことから専決処分とし、補正予算計上するものでございます。

それでは、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳出では、6款1項2目商工業振興費のプレミアム付商品券事業といたしまして、対象者抽出等に係る事務委託業務及びパソコン使用料79万7,000円を計上しております。

続きまして、歳入、8ページ、9ページをお開きください。

15款2項7目プレミアム付商品券事業事務費補助金79万7,000円を、歳出に対する充当財源といたします。

以上で補足説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度長柄町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第9、議案第1号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、10月から導入されます自動車税の環境性能割の課税免除の規定を整備するものであります。

環境性能割につきましては、軽自動車につきましても当分の間、都道府県が賦課徴収を行うこととされており、これに伴い、課税免除等の取り扱いについて広域的な基準を設け、対象車両の考え方を自動車税と軽自動車税で一致させるものであり、施行期間は令和元年10月1日であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

[発言する者なし]

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第10、議案第2号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の法改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、本年10月以降の消費税率10%への引き上げによる財源をもとに、低所得者へのさらなる保険料軽減強化を行うため、保険料の改正を行うものであり、併せて、元号を改める政令の交付に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 議案第2号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、低所得者の介護保険料のさらなる軽減強化を図るものであります。

附属資料5、新旧対照表をご覧ください。

介護保険料は、総所得に応じ9段階に分け賦課しておりますが、その所得段階のうち、生活保護受給者の方や、世帯全員が町民税非課税の方の第1段階から第3段階の方々が今回の改正の対象であります。

第3条第2項中、これは第1段階の保険料2万8,100円を、保険料算定に用いる割合に、さらに10分の1.25を減じて得た割合を乗じ2万3,400円に改め、同項の次に2項を加え、第3項では、第2段階の保険料算定に用いる割合から10分の1.25を減じて得た割合を乗じ3万9,000円とし、第4項では、第3段階の保険料算定に用いる割合から10分の0.25を減じて得た割合を乗じ4万5,300円とするものであります。

また、元号を改める政令の公布に伴い、所要の改正を併せて行っております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第11、議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日に解散することにより、組合の組織団体の数が減少すること及びこれに伴い、本組合規約中、組織団体の規定について所要の改正を行おうとするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号、議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第12、議案第4号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和元年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和元年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算ですが、7,819万9,000円を追加し、補正後の予算総額を36億4,499万6,000円とするものであります。

主な内容を款別で申し上げますと、総務費では、役場庁舎のエアコン室外機故障に伴う修繕費の増、自治会集会施設等整備事業補助金の申請による増、民生費では、福祉センターに

係る修繕費の増、こども園の保育士研修に係る報償費の増、衛生費では、予防接種事業における風疹の抗体検査及び予防接種費用の増、商工費では、プレミアム付商品券事業の実施に伴う事業費の増、土木費では、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業に係る事業費の増、町営住宅の屋根・外壁塗装に係る事業費の増、教育費では、公民館建設関連費用の増。

これらの経費を充当財源といたしまして、国・県支出金、繰越金、町債を充てるものでございます。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算ですが、440万円を追加し、補正後の予算総額を5,800万円とするものであります。

歳出の内容は、千葉県が実施する刑部バイパス新設に伴う農集管移設に係る経費であります。この経費については、千葉県から損失補償金440万円が充当財源となります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長が補足説明をいたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第4号 長柄町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、歳出からご説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

初めに、2款1項6目財産管理費、11節需用費の修繕料200万円の増は、役場庁舎1階南側フロアのエアコン室外機が故障したため、その修理費用として計上するものでございます。

次に、2款1項9目諸費、19節補助金463万円の増は、自治会集会施設等整備事業補助金について、この度、3自治会から申請があったため補正対応するものでございます。

次に、3款1項6目福祉センター費、11節需用費の修繕料43万円の増は、福祉センターの温泉水から大腸菌群が検出されたことに伴い、滅菌を目的とした配管消毒に14万円、また、浄化槽の攪拌ポンプ故障に伴う修繕費用として29万円を当初予算より支出したことから、今後の小破修繕等を見込み、支出分について補填するものでございます。

次に、3款2項4目こども園費、8節報償費34万円の増は、新規採用保育士への初任者園内研修に係る講師謝礼でございます。

次に、4款1項2目予防費、予防接種事業327万5,000円の増は、国の施策により39歳から56歳の男性が風疹の抗体検査及び予防接種の対象となったことに伴いまして、初年度対象者

分について一連の事業費を計上するものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

6款1項2目商工業振興費、プレミアム付商品券事業1,328万3,000円の増は、国の施策により、本事業の交付申請が今年7月から開始されることに伴い、事業費として消耗品費及び商工会等への事務委託料を計上するものでございます。

次に、土木費でございますが、7款2項2目道路新設改良費、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業1,596万8,000円の増及びその下、7款4項1目住宅管理費、町営住宅塗装工事関連費用3,792万円の増は、ともに国の交付金が増額となったことにより事業費を増額するものでございます。

次に、9款4項3目公民館建設費35万3,000円の増は、公民館建設推進委員会に係る委員報酬及び食糧費を計上しております。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧くださいと思います。

初めに、15款1項2目2節感染症予防事業等国庫負担金、緊急風しん抗体検査等事業国庫負担金138万9,000円の増。少し飛びまして中ほど、16款2項3目1節保健衛生費補助金、風しんワクチン接種補助事業費補助金2万5,000円の増は、風疹に係る予防接種事業への国・県補助金でございます。

戻りまして、15款2項5目1節社会資本整備総合交付金2,302万8,000円の増は、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業及び町営住宅管理事業に対する交付金の増額によるものでございます。

その下、7目1節商工振興費国庫補助金でございますが、プレミアム付商品券事業に係る事務費及び事業費補助金として1,599万8,000円を増額しております。

1つ飛ばしまして、20款1項1目1節前年度繰越金1,165万9,000円は、今回補正の不足分を充当するものでございます。

22款1項3目1節土木債2,610万円の増は、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業及び町営住宅管理事業の事業費が増加したことに伴い、地方債も増額となっております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますでしょうか。

7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 一般会計の歳出でございます。

12ページ、13ページなのですが、2款1項1目一般管理費で、説明の方に財源変更ということが入っているんですが、これは何がどういう理由で財源変更になったのか教えていただきたいと思います。

それと、2款1項9目、3つの自治会の方から申請があったということなのですが、これが6月補正でどうしても計上しなきゃならないのかどうか。もしくは、私の考え方が違っていたらごめんなさいなんですけれども、一般的に6月定例会等において、まだ新年度予算の編成が終わったばかりなんです。3月に議決を得て、たった3カ月でまた補正だと。そうすると、当初予算の計画といいましょうか計上といたしますか、それが非常に甘いんじゃないかということの中で、6月補正というのはあまりやらないというのが通常かなという認識をしているわけです。

ですから、今言った自治会集会だけに限らず他のものも、果たして6月の中で補正としてどうしても上げなきゃいけないのかどうかということも実はこれ以降あるんですけれども、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思います。

それと、3款民生費、1項6目福祉センター費なのですが、ちょっとこれ聞きそびれたんですが、いわゆる温泉施設の関係かなというふうに思うんですけれども、この温泉施設の現段階での稼働予定、これをお聞きしたいと思います。

3款2項4目こども園費の講師謝礼、これは何でここで補正で出てくるのかなと、当初の中では見込めなかったのかなという疑問でございます。

それと、14、15ページ、9款4項3目公民館建設費、そのうちの説明の中で、いわゆる報酬費が載っているんですが、先ほどの別件の中で、条例改正の中で公民館建設推進委員会、これについては5月30日に開催しましたよということなのですが、そのときの報酬はどうしたのかをお尋ねします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 私の方から幾つかお答えさせていただきます。

初めに、2款1項1目一般管理費でございます。財源変更でございますが、こちらにつき

ましては、プレミアム付商品券の国庫の関係の交付に伴いまして、一般財源から国・県支出金のところに組み替えという形での変更でございます。

それから、9目の諸費でございます。自治会集会施設の整備事業の補助金でございますが、こちらにつきましては、3月の予算議会を経て、終わった後4月以降に自治会からの申請がございました。力丸、六地藏、榎本ということで、3自治会ということで、数字のみでしたけれども、ご説明をさせていただいたところですけども、自治会さんの方のスケジュールによりまして申請が上がってきているもので、的確に補助金をご同意いただきたいということで予算計上させていただいたものでございます。

それから、福祉センターとこども園につきましては、担当課長の若菜課長の方からお願いしたいというふうに思います。

公民館の建設の報償費につきまして、私の方からご説明させていただきます。委員会の報償費につきましては、当初予算で私共の方で失念したため、今回、補正でお願いするものでございます。

なお、5月30日開催の推進委員会につきましては、間に合わなかった、今回の議会の前ということでございましたので、現予算の基本設計の修正業務の委託料がございますので、そちらからの流用ということで開催をさせていただきました。今回は、今後開催の概ね4回分ということで計上させていただくものでございます。

私からは以上です。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） それではお答えいたします。

まず、福祉センターの再開でございますけれども、順調に機器の設置等が完了、この後補正予算を提案させていただくわけでございますが、改善された場合、9月の初旬を再開の目途としておるところでございます。

それから、2つ目でございます。こども園の講師分でございますが、本件につきましてはご指摘のとおりでございます。しかしながら、今回新規採用の職員2名いらっしゃるわけでございますけれども、この採用が5年ぶりであったこと、それから、平成27年度に法改正がなされておりまして、それ以前は教育事務所が教育委員会を通じ、この講師を派遣していたというところでございます。

今申し上げましたとおり、27年の法改正によりまして、こども園が対象外となったということであり、自前での講師の準備が必要となったことから、2名の採用分を今回計上させて

いただいたところでございます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） あと山根議員の方で何か。

○7番（山根義弘君） 6月補正に対する考え方。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

議員の方からのご質問、ある意味おっしゃるとおりでございまして、役場執行部の方とい
たしましても、6月議会はなるべく出さないように、もちろんですけども、同じ理由でそ
のようなことで周知もしておりますし、職員も全ての職員がそういう認識を持っているもの
でございます。あくまでも、今回も最小限ということで、査定、ヒアリングの方を行った上
で行っているものですけども、各スケジュール関係などでどうしてもというものにつつま
して今回計上させていただいているところでございまして、単に3月、4月の新年度予算を
経て、早々に3カ月で抜け抜けと出してくるというような認識ではございませんので、その
点だけご理解を賜りたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いたします。

○議長（月岡清孝君） ほかがございますでしょうか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 先ほどの山根議員の質問の関連になりますけれども、教育費の、社会
教育費の公民館の建設費なんですけれども、先ほど山根議員の質問の答弁として、この第1
回目の報酬の支払いが予算上間に合わなかったということで、委託料から流用したというこ
とでございましてけれども、この34万2,000円の内訳をまず教えていただけますか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

34万2,000円につきましては、それぞれ4回を予定しておりますけれども、委員長さん
5,500円の4回分で2万2,000円、委員の方5,000円掛ける16名ということで32万円。32万円
と2万2,000円で34万2,000円という計上でございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） じゃ、この34万2,000円のうちは、これからの4回分を予算計上した
ということだと思います。そうしますと、先ほど委託料の流用というお話がありましたけれ
ども、先ずこの検討委員会から推進委員会は、先ほど質問の中では5月1日付で専決処分を
していますよね。その前に補正の専決、まず1号、4月27日かな、専決したけれども、5月

1日に委員会構成の専決をして、その何日か前に補正予算ということになってはいますが、委員会の構成するのは今日や明日というようなことはできないと思うんですけども、その前に、なぜ報酬がついていくのか、一緒になるのが気がつかなかったのか、ちょっとそこら辺が私わからないんですよ、急に先ほど流用されたということを言いましたけれども、じゃ、流用日というのは、いつ流用したんですか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） まず、4月の段階で、この委員会を立ち上げるということで報償費が必要だということでは認識しておりまして、専決ではなくて、この点につきましては、議会のきちんとして通した中で予算は確保すべきということで、条例につきましては、検討委員会を推進委員会という名称変更だったということで専決で済ませていただいたところでございますけれども、予算については、今回このような形で出すと。ただし、委員会の調整が5月30日開催ということで、なるべく早急ということで調整がつきましたので、こちらについては流用で対応せざるを得ないというところでございます。

流用日は、まだ現在のところ委員会開催から十日足らずというところで、今、事務の方の手続をしているところでございまして、まだ確定してございません。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 現に委員会がもう終わっているんですね。それで流用がなされていないんですか。本来は事実が発生したときに予算の流用とならないと、報酬が支払えないんじゃないんですか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

確かに好ましい形ではないということで理解しておりますけれども、今回のことにつきましては、同目内ということで、その辺についてはご理解いただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） あまり言うとうるさいやろうだなというふうに思われますけれども、私ちょっと腑に落ちないんですよ。

じゃ、当初予算のこの委託料の900万円、設計業務で900万円の予算をとってありますよね。

その900万円自体ももう全く使わないということですよ、今回の補正では全く上がってきませんものね。これがまた何かあると補正予算に提出する前に流用ということが、どうしても思っちゃうんですよ。何か足りなければすぐ流用。本来は流用というのは、最後の最後の手段なんですよ。この6月の段階から流用というのは本来あるべきことじゃ私はないと思います。もうちょっと執行部の方はその辺を気を付けて運営を。あなたたちはプロですから、そこをしっかりと肝に据えて業務に専念していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 1点、私の方からすみません。900万円についてが余りにもいいかげんなのではないかという、今ご意見だったんですけれども、これは予算の審議会の時にも申し上げましたとおり、昨年度の1,200万円の基本設計業務費から300万円の土質、地質のボーリング調査の予備調査分の300万円を差し引いた分ということで、残りの900万円を予算化させていただきたい。これについては本当に掘みという数字になりますがということでご理解いただいたというふうに考えておりますので、あまりにもいいかげんなところではないということだけ、正確性は足りないかもしれませんが、あまりにもざっくりとか、そういうことではないということでご理解いただきたいと思います。

先ほど答弁したとおり、好ましくないということについては承知しておりますので、今後気を付けてまいりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 私の方から2点ほど、白井さんにお聞きします。

このプレミアム付商品券というのは、これは私、前にも覚えがあるんですけれども、同じようなものですか。新しいまた違ったプレミアム商品券が出てくるんですか。プレミアム商品券とはどんなものですか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 産業課で担当しておりますので、ご説明申し上げます。

趣旨といたしましては、消費税10%に10月1日付でなるというようなことを前提にしまして、所得の低い方に対しまして、2万円で2万5,000円分の商品券を買えるというようなところでございまして、町内の商店で利用するという条件が付きましますが、そのような、2万円に対して5,000円のプレミアが付く商品券を交付するというようなところの事業で

ざいます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 聞いてよかったです。

その所得の低い人というのはどのような方ですか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 住民税の均等割の賦課されていない方でございます。プラス子育て世代につきまして、子供1人につきまして同じような形で出ます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。子育て世代、いいですね。町内でぜひ買えるといいんですけども。

もう一つ、14、15ページ、公民館建設。聞きたいんですけども、この需用費の食糧費。いや、久しぶりに食糧費という予算を見ました。1万1,000円。今どき食糧費というのがあるのかと思って驚いたんですけども、会議をやるときには手弁当、手ジュースというんですか、手お茶というんですか、自治省からそんな通達が来ていたと私は思っているんですけども、食糧費って非常に難しいんですね、これは。その辺で、難しくないけれども、お茶代として1万1,000円付けちゃったんですか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

委員会の、まさしくお茶代ということで、150円掛ける17人掛ける4回ということで1万200円、切り上げて1万1,000円ということで今回計上してございます。もちろん執行部側は、町長を初め、職員とかそういうものの分は含めてございませぬ。委員さんの分だけということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 150円とか、その金額を私は別に聞いているわけじゃなくて、食糧費自体のこの取り扱いについて、歳出科目の中でいまだにこの食糧費というのが出てきたから私は驚いたわけです。まだこういうことをやっていたんだなというのに驚いてしまったので、今聞いてみただけだったので、町がまだ続けるんだよということであれば、私は何も言うことはございませぬ。ただ、食糧費については、先ほども言ったように自治省の通達が、通達というよりも懇談会の中で十分気を付けてくださいよというのが何度も何度も出てきている

わけですね。ですから、その辺が理解されていなかったのかなというように認識しましたので、私は以上で。それ以上何も言いません。

○議長（月岡清孝君） 他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） ないようでしたら、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和元年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後3時20分といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時19分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第1号、請願第2号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第13、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書、いずれも教育に関する請願でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案につきましては、紹介議員であります鶴岡喜豊君に代わり、川嶋朗敬君に趣旨説明を求めます。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） お疲れのところ、最後になりましたので、請願第1号並びに第2号を説明してまいりたいと思います。

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書ということで、令和元年5月15日に受理しております。

請願者は、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤晟。

紹介議員は、鶴岡喜豊であります。

要旨として、2020年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願の理由といたしましては、要約して説明申し上げます。

教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23年度に小学校1年生の35人以下学級が実現し、平成24年度には新たに小学校2年生の35人以下学級制度が可能となり、各都道府県においても、各学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。

学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給料を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものであり、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望いたします。

令和元年6月11日。

長柄町議会議長、月岡清孝様。

同じく、請願第2号におきましても、「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書です。

令和元年5月15日にやはり受理いたしまして、請願者は、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤晟。

紹介議員は、鶴岡喜豊でございます。

2020年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

ということで、請願理由といたしましては、教育は日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに、子供たち一人ひとりを取り巻く環境も変化し、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積しており、子供たちの健全育成を目指して豊かな教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、2020年度に向けて予算の拡充を働きかけていただきたいと思います。

- 1、震災からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5、総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6、公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、地方交付税交付金を増額すること。

以上7項目について要望したいということでございます。

請願第1号、第2号ともに政府及び関係機関宛てに意見書を提出していただきたく、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

令和元年6月11日提出。

長柄町議会議長、月岡清孝様。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） この請願第1号及び第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は挙手によって行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（月岡清孝君） お諮りいたします。

ただいま鶴岡喜豊君から発議案2件が提出されました。また、町長から令和元年度長柄町一般会計補正予算（第3号）、議案が1件、提出されました。

これを日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件、議案1件を日程追加することに決定しました。

ここで、しばらく休憩といたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時31分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程とした議案等については、お手元に配付したとおりでございます。

◎発議案第1号、発議案第2号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、発議案第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書、いずれも教育関係に関する発議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りいたします。

本発議案2件は、採択された請願に伴う意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

発議案第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第2号は原案のとおり採択することに決定しました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置をとりますので、ご了承願います。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第2、議案第6号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ121万円を追加し、補正後の予算総額を36億4,620万6,000円とするものであります。

内容といたしましては、現在休業中となっております福祉センターの温泉施設、ながら温泉から検出されている大腸菌群の滅菌を目的とした薬剤注入装置の設置に係る工事費用の計上であります。

また、歳入につきましては、この経費に対する充当財源といたしまして、繰越金を充てるものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ちょっと質問いたします。

この温泉薬剤注入装置設置工事、これそのものはいいんですけども、先ほど聞きますと9月頃というようなお話でございますから、約半年ぐらい、お風呂事業が休むことになると思います。そうしますと、福祉センターの運営管理については委託して任せてございますよね。半年間お風呂業務をやらないと委託料が相当浮いてくるんじゃないかと思っておりますけれど

も、この財源としては前年度繰越費ということですが、やりくりの中で途中残の中の委託料の減額とか、そういうものでできないのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えさせていただきます。

通常、年度末に精算という形をさせていただいておりますので、現在ではまだ差し引き等は行っておりません。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 参考でいいですから、大体どの程度の半年間の委託料が減額になるか、参考程度でよろしいです。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 申し訳ありません。すぐに、まず算出できません。というのは、完全に閉館はしておりませんので、人件費等々は、委託の費用は発生しております。お風呂は運営はしておりませんが、閉館という状態ではありませんので、館内の管理はさせていただいています。というのもありまして、もちろん委託の中には資材費等もありますので、その辺を精査するとなると今すぐというわけにはいきませんので、ちょっとお時間を頂戴できればというふうに考えるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それなら結構です。

○議長（月岡清孝君） 6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ちょっとお聞きしたいと思います。薬剤を注入する機械を、注入装置を設置ということなんですが、これで直るのでしょうかというか、入れるようになるというか。皆さん、今までも何回もやってこられたと思うんです。それで今回またこのように薬剤の注入装置をとということなんですが、それで大丈夫なのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

発生の井戸元の調査を行った結果、その原因究明ができませんでした。ついては、今回のその滅菌装置の設置ということになったわけですが、設置に当たりまして検査を、取水しまして、その薬剤の添加量を決めて検査の上、滅菌できるという上で、この予算を計上させていただいておりますので、今後はこの装置を付けることによりまして、最終的には保健所の検査が必要だということで、保健所からご指導いただいております。

けれども、大丈夫だというふうに認識しております。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。他ございますでしょうか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） すみません。薬剤注入装置ということで、薬剤、塩素だということちょっと聞いたんですけれども、塩素、今、若菜課長が言ったように滅菌作用がありまして、温泉、その効能、ナトリウムですか、いろいろ効能となるものが出ているんですけれども、塩素を混ぜて、そういうものを殺しちゃうということはいいんですかね。なくならせちゃう作用とか、そういうものは、効能をなくならせちゃうじゃないですか。水道水なんかは、地下水をやって塩素を入れるじゃないですか。そうしたら水道の水と同じになっちゃう、一般家庭の風呂と一緒にっちゃうんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 答えいたします。

効能が減少するということにつきましては、ゼロではないというふうに思います。その成分がどうかということについて、成分検査はしておりませんので、その辺については現時点では判明しておりません。あくまでも現在やったのは、大腸菌群が殺せるかどうかということの最低限の添加量ということで、添加する塩素の量を決めて試験をさせていただいたというところでございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） すみません。じゃ、効能についてはまだわからないということですね。これからパーセンテージなり割合、混ぜる量、塩素の量なり、濃度を確認してから成分をチェックするということですか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） おっしゃるとおりです。添加量については概ね見当はつけております。どのくらいの量を入れるということは見当をつけております。じゃ、その添加量で成分がどのくらい減少しているとか、なくなってしまうとか、そういうことについてはこれから対応します。

ただ、話とすれば、水道のように透明にはならないと。確かに多少色が抜けるような、余り量を入れると抜けてしまうことがあるよということは何っておりますけれども、その成分については今後対応したいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 他ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ないようでしたら、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第3号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして令和元年長柄町議会第2回定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時42分